

電話に関するユニバーサルサービス制度に基づく交付金の額及び交付方法の認可並びに負担金の額及び徴収方法の認可について

(諮問第3203号)

<目 次>

1 諮問書	1
2 申請概要	2
3 審査結果	20
4 参考資料	22

別添

- 交付金の額及び交付方法の認可申請書（写）
（NTT東日本株式会社、NTT西日本株式会社）
- 負担金の額及び徴収方法の認可申請書（写）
（NTT東日本株式会社、NTT西日本株式会社）
- 第一号基礎的電気通信役務の提供に係る第一種交付金及び第一種負担金算定等規則に基づく許可申請書（写）
（一般社団法人電気通信事業者協会、NTT東日本株式会社、NTT西日本株式会社）

(公印・契印省略)

諮問第 3203 号
令和 7 年 9 月 30 日

情報通信行政・郵政行政審議会
会長 相田 仁 殿

総務大臣 村上 誠一郎

諮 問 書

基礎的電気通信役務支援機関である一般社団法人電気通信事業者協会（会長 島田 明）から、令和 7 年 9 月 19 日付け T C A 支－413 及び T C A 支－414 により、電気通信事業法（昭和 59 年法律第 86 号。以下「法」という。）第 109 条第 1 項の規定に基づき第一種交付金の額及び交付方法について、並びに法第 110 条第 2 項の規定に基づき第一種負担金の額及び徴収方法について認可の申請があった。

当該申請について審査した結果、電気通信事業法関係審査基準（平成 13 年総務省訓令第 75 号）第 26 条及び第 28 条に適合していると認められるため、認可することとしたい。

上記のことについて、法第 169 条第 1 号の規定により諮問する。

申 請 概 要

1 申請者

一般社団法人電気通信事業者協会（会長 島田 明）
（基礎的電気通信役務支援機関。以下「支援機関」という。）

2 申請年月日

令和 7 年 9 月 19 日

3 申請の概要

支援機関が、電話に関するユニバーサルサービス制度に基づく第一種交付金及び第一種負担金について次の認可を受けようとするもの

- ① 電気通信事業法（昭和 59 年法律第 86 号。以下「法」という。）第 109 条第 1 項の規定に基づく N T T 東日本株式会社（以下「N T T 東日本」という。）及び N T T 西日本株式会社（以下「N T T 西日本」という。）に交付する第一種交付金の額及び交付方法の認可
- ② 法第 110 条第 2 項の規定に基づく第一種負担金を納付すべき接続電気通信事業者等※ごとの第一種負担金の額及び徴収方法の認可

※ 前年度の電気通信事業収益が 10 億円を超え、かつ、加入電話との相互接続通話を提供する電気通信事業者（令和 7 年 8 月末現在 20 社）

3① 法第 109 条第 1 項の規定に基づく第一種交付金の額及び交付方法の認可

ア 第一種交付金の額

支援機関は、第一号基礎的電気通信役務の提供に係る第一種交付金及び第一種負担金算定等規則（平成 14 年総務省令第 64 号。以下「第一号算定等規則」という。）第 5 条第 1 項の規定に基づき、第一種交付金の額を算定する。

（１）補填対象額

	NTT 東日本	NTT 西日本	NTT 東日本及び NTT 西日本合計
加入電話に係る加入者回線（基本料） ※ ワイヤレス固定電話を含む	17.9 億円	10.4 億円	28.3 億円
第一種公衆電話	20.2 億円	16.4 億円	36.7 億円
加入電話に係る緊急通報	0.07 億円	0.04 億円	0.1 億円
合 計※	38.2 億円	26.9 億円	65.1 億円

※ 数値は表示単位未満を四捨五入しているため、合計の数値と内訳の計については一致しない場合がある。

（参考）昨年申請に係る NTT 東日本及び NTT 西日本の合計補填額 63.7 億円

注 1 加入電話に係る加入者回線（基本料）について

NTT 東日本における加入電話に係る加入者回線（基本料）の原価は、第一号算定等規則第 15 条第 1 項の規定により通知された手順に基づいて算出された原価から小笠原母島ビルと大崎ビル間、式根島ビルから大崎ビル間のき線点 R T - G C 間伝送路に係る費用を除いて算定している。

このため、第一号算定等規則第 3 条ただし書の規定に基づく許可申請が本件申請と併せ行われている。

注 2 令和 6 年能登半島地震に係る特別損失について

NTT 西日本は令和 5 年度決算において、特別損失として令和 6 年能登半島地震による災害特別損失を計上しており、このうち基礎的電気通信役務に係る費用を算入した原価を用いて算定している。

このため、第一号算定等規則第 3 条ただし書の規定に基づく許可申請が本件申請と併せ行われている。

(参考) N T T 東日本及びN T T 西日本の令和 6 年度基礎的電気通信役務収支表

(億円、括弧内は対前年度増減率)

	N T T 東日本			N T T 西日本		
	営業収益	営業費用	営業利益	営業収益	営業費用	営業利益
加入電話	1, 202 (-6%)	1, 440 (-4%)	-238	1, 134 (-7%)	1, 507 (-1%)	-373
基本料	1, 202 (-6%)	1, 439 (-4%)	-237	1, 134 (-7%)	1, 506 (-1%)	-372
緊急通報	-	1 (+13%)	-1	-	1 (-1%)	-1
第一種公衆電話	1 (-56%)	21 (-7%)	-20	1 (-36%)	16 (+5%)	-15
市内通話	1 (-56%)	21 (-7%)	-20	1 (-36%)	16 (+5%)	-15
緊急通報	-	0 (+19%)	-0	-	0 (+31%)	-0
ワイヤレス固定電話	0	1	-0	0	3	-3
基本料	0	1	-0	0	3	-3
緊急通報	-	0	-0	-	0	-0
計※	1, 203 (-6%)	1, 461 (-4%)	<u>-258</u>	1, 134 (-7%)	1, 526 (-1%)	<u>-391</u>

※ 数値は表示単位未満を四捨五入しているため、合計の数値と内訳の計については一致しない場合がある。

(2) 各第一種適格電気通信事業者に対する第一種交付金の額の算定

○ N T T 東日本に対する第一種交付金の額

= 38.2 億円 - N T T 東日本の算定自己負担額※

○ N T T 西日本に対する第一種交付金の額

= 26.9 億円 - N T T 西日本の算定自己負担額※

※ N T T 東日本及びN T T 西日本を接続電気通信事業者等とみなし、第一号算定等規則第 27 条第 1 項及び第 2 項の規定を適用して第一種負担金の額を算定した場合の負担額

イ 交付方法

(1) 交付手段

銀行振込 (振込手数料は、支援機関が負担)

（２）第一種交付金の額の通知

前年度の最終算定月の３か月後から最終算定月の３か月後までの間、毎月、各第一種適格電気通信事業者に対して第一種交付金の額の通知を行う。

なお、前年度の最終算定月の３か月後に各第一種適格電気通信事業者に対して通知する第一種交付金の額は、第一号算定等規則第 27 条第 2 項に規定する「残余の額」に係るものとする。

（３）第一種交付金の交付期限

第一種交付金の額を通知した月の翌月までに、支援機関が各第一種適格電気通信事業者に対して第一種交付金を交付する。

（４）各月の各第一種適格電気通信事業者に対する第一種交付金の額の計算方法

- ① 前年度の最終算定月の３か月後から最終算定月の２か月後までの間、毎月、第一種適格電気通信事業者に対して通知を行う第一種交付金の額の計算方法

$$= \text{第一種負担金を納付すべき各接続電気通信事業者等から納付を受けた各月の当該第一種適格電気通信事業者に係る第一種負担金の額の合計額} \\ \times \left[\frac{\text{当該第一種適格電気通信事業者の補填対象額}}{\text{当該第一種適格電気通信事業者の補填対象額} + \text{支援機関の支援業務に係る費用の額を補填対象額の割合で案分した額}} \right]$$

- ② 最終算定月の３か月後に第一種適格電気通信事業者に対して通知を行う第一種交付金の額の計算方法

$$= (\text{第一種負担金を納付すべき各接続電気通信事業者等の当該第一種適格電気通信事業者に係る第一種負担金の総額} - \text{前年度の最終算定月の３か月後から最終算定月の２か月後までに第一種負担金を納付すべき各接続電気通信事業者等から納付を受けた当該第一種適格電気通信事業者に係る第一種負担金の総額}) \\ \times \left[\frac{\text{当該第一種適格電気通信事業者の補填対象額}}{\text{当該第一種適格電気通信事業者の補填対象額} + \text{支援機関の支援業務に係る費用の額を補填対象額の割合で案分した額}} \right]$$

※ 各接続電気通信事業者等の第一種負担金の総額（第一種適格電気通信事業者ごとに算定した第一種負担金の合計額をいう。）又は各第一種適格電気通信事業者の第一種負担金の額に当該第一種適格電気通信事業者の算定自己負担額を加えた額が限度割合（３％）を超える場合は、次の金額を控

除する。

「①及び②の合計額」－「第一号算定等規則第5条第2項の規定により算定した額（整数未満の端数は、四捨五入）」

※ ①及び②において、整数未満の端数があるときは四捨五入する。

また、端数処理の結果、算定した額の合計が案分する前の額と一致しない場合は、額が最大となっているもので調整する。

（５）第一種交付金の交付の特例

第一種交付金の交付期限までに、第一種負担金を納付すべき接続電気通信事業者等につき、第一号算定等規則第22条第1項各号（会社更生法（平成十四年法律第百五十四号）の適用等）に規定する事由が生じた場合、同項の規定に基づき、第一種交付金を減額することができる。ただし、当該事由の発生した接続電気通信事業者等から第一種負担金の額の全部又は一部が納付された場合には、同条第2項の規定に基づき、案分して算定した額を第一種交付金として速やかに第一種適格電気通信事業者に交付する。

（６）支援機関の第一種交付金の交付に係る銀行口座のセキュリティ対策

支援機関の第一種交付金の交付に係る銀行口座については、預金額の全額保障、振込先の限定等のセキュリティ対策を講ずるものとする。

ウ その他

第一号算定等規則第3条ただし書の規定に基づき、総務大臣の許可を得た場合は、許可を得た方法により第一種交付金の額を算定し、第一種交付金を交付することとする。

3② 法第110条第2項の規定に基づく第一種負担金の額及び徴収方法の認可

ア 第一種負担金の額

支援機関は、第一号算定等規則第27条第1項及び第2項の規定に基づき、各接続電気通信事業者等の第一種負担金の額を算定（第一種適格電気通信事業者ごとに算定した次の（a）、（b）及び（c）の合計額）する。

- （a）最終算定月前月までの第一種負担金の額
当該接続電気通信事業者等の令和8年1月（予定）末から最終算定月の前月（令和8年11月（予定））の月末までの算定対象電気通信番号の総数に番号単価^{※1}を乗じた額
- （b）最終算定月の第一種負担金の額
全ての接続電気通信事業者等から令和8年中に徴収すべき額（補填対象額に支援業務費を加えた額）から、最終算定月前月までに納付した全ての接続電気通信事業者等の第一種負担金及び算定自己負担額の合計額（前年度残余额を含む。）を控除した額に、接続電気通信事業者等ごとの最終算定月の月末の算定対象電気通信番号の数が全ての接続電気通信事業者等の算定対象電気通信番号の総数に占める割合を乗じた額
- （c）当該接続電気通信事業者等の前年度残余额

(※1) 番号単価は平成18年総務省告示第429号(第一号基礎的電気通信役務の提供に係る第一種交付金及び第一種負担金算定等規則第二十七条第一項に規定する総務大臣が別に告示する方法を定める件)に従って支援機関が算定。補填対象額、支援業務費(令和7年度中の費用額(令和7年3月に認可)から前年度の次期繰越収支差額を差し引いた額)及び前年度過不足額を合算した額を令和8年の予測算定対象電気通信番号の総数で除した額を合算番号単価とし、合算番号単価を第一種適格電気通信事業者の補填対象額の割合で案分したものを番号単価とする。

$$\begin{aligned}
 & \text{(NTT東日本及びNTT西日本の補填対象額の合計額＋支援業務費} \\
 & \quad \text{－予測前年度過不足額)} \\
 \text{①合算番号単価} &= \frac{\text{令和7年の予測算定対象電気通信番号の総数}}{\text{}} \\
 &= \frac{(65.1\text{億円} + 0.7\text{億円} - (3\text{億円}))}{29.9\text{億番号数}} \\
 &= 2.102\cdots \text{円} \Rightarrow \text{2円 (整数未満四捨五入)}
 \end{aligned}$$

$$\begin{aligned}
 \text{②NTT東日本} & \quad \text{NTT東日本の補填対象額} \\
 \text{に係る番号単価} &= \text{合算番号単価} \times \frac{\text{NTT東日本及びNTT西日本の補填対象額の合計額}}{\text{}} \\
 &= 2\text{円} \times \frac{38.2\text{億円}}{65.1\text{億円}} \\
 &= 1.173812517\cdots \text{円} \Rightarrow 1.17381252 \text{円 (小数点以下第8位未満四捨五入)}
 \end{aligned}$$

$$\begin{aligned}
 \text{③NTT西日本} & \quad \text{NTT西日本の補填対象額} \\
 \text{に係る番号単価} &= \text{合算番号単価} \times \frac{\text{NTT東日本及びNTT西日本の補填対象額の合計額}}{\text{}} \\
 &= 2\text{円} \times \frac{26.9\text{億円}}{65.1\text{億円}} \\
 &= 0.826187482\cdots \text{円} \Rightarrow 0.82618748 \text{円 (小数点以下第8位未満四捨五入)}
 \end{aligned}$$

上記番号単価は、令和8年1月から同年6月までの各月末の算定対象電気通信番号に適用する。同年7月以降の各月末の算定対象電気通信番号に適用する番号単価については、平成18年総務省告示第429号に基づき、令和8年4月に、算定対象電気通信番号の総数の増減の見込み等を勘案して修正の要否を判断する。

イ 徴収方法

(1) 納付手段

銀行振込（振込手数料は、接続電気通信事業者等が負担）

(2) 負担金の額の通知

接続電気通信事業者等が算定対象電気通信番号を利用した月の3か月後に、支援機関が次に掲げる事項を接続電気通信事業者等に通知する。

- ① 毎月の第一種負担金の額（番号単価に算定対象電気通信番号数を乗じた額）
- ② 第一種負担金の納付期限
- ③ 第一種負担金を納付する口座名義・口座番号

(3) 第一種負担金の納付期限

接続電気通信事業者等が算定対象電気通信番号を利用した月の3か月後の月の25日までとする。

(4) 延滞金の納付

第一種負担金の額に、納付期限の翌日から納付する日までの日数1日につき1万分の4の割合を乗じた延滞金を納付する。

(5) 支援機関の第一種負担金の徴収に係る銀行口座のセキュリティ対策

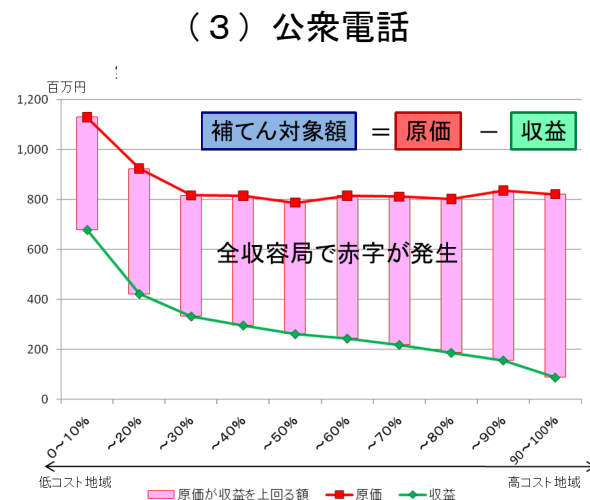
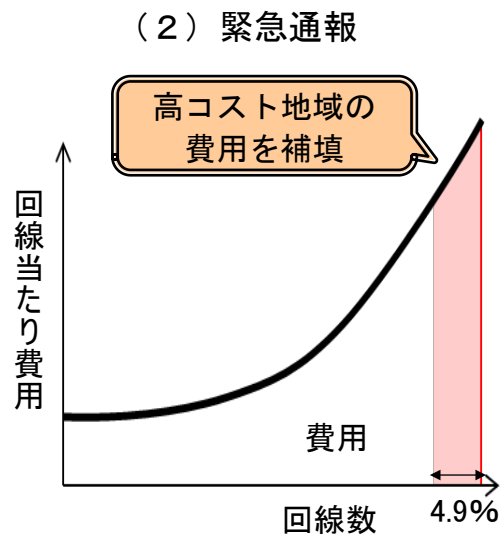
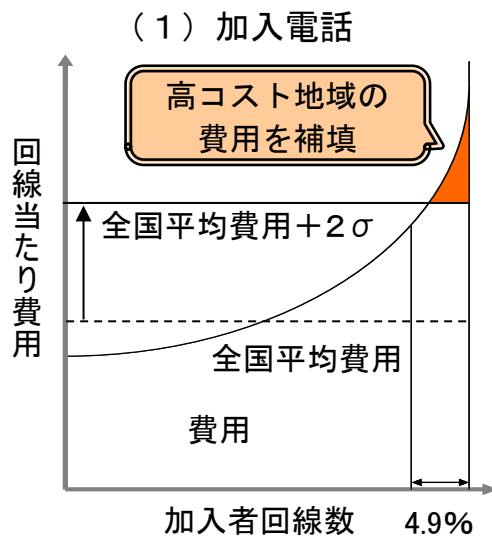
支援機関の第一種負担金の徴収に係る銀行口座については、預金額の全額保障、振込先の限定等のセキュリティ対策を講ずるものとする。

ウ その他

第一号算定等規則第3条ただし書の規定に基づき、総務大臣の許可を得た場合は、許可を得た方法により第一種負担金の額を算定し、第一種負担金を徴収することとする。

申請概要説明資料

- 電話ユニバーサルサービス制度は、役務の提供に要する費用の額が収益の額を上回る場合に費用の一部を補填。
- 補填対象額の算定対象は、加入者回線(加入電話のアクセス回線)、緊急通報(※1)及び第一種公衆電話(※2)。
- 補填対象額の算定は、長期増分費用モデル(LRICモデル)を用いて行う。
 - (1) 加入者回線については、高コスト地域(上位4.9%)(※3)を特定した上で、ベンチマーク方式(全国平均費用+2σを超える部分)に基づき収容局ごとに補填対象額を算定。
 - (2) 緊急通報については、高コスト地域(上位4.9%)に対応する費用を基に補填対象額を算定。
 - (3) 第一種公衆電話については、全ての収容局で赤字であることから、高コスト地域の特定を行わずに、収入費用方式(費用と収益の差額を補填対象額とする方式)により補填対象額を算定。



(※1) 警察110番、消防119番、海上保安庁118番

(※2) 戸外における最低限の通信手段を確保する観点から、市街地においてはおおむね1km四方に1台、それ以外の地域においてはおおむね2km四方に1台の基準により設置される公衆電話。なお、令和13年度までの間、市街地においてはおおむね1km四方に1台以上かつおおむね500m四方に1台以下、それ以外の地域においてはおおむね2km四方に1台以上かつおおむね1km四方に1台以下の基準により設置される公衆電話について、電話のユニバーサルサービス対象とみなす。

(※3) 光IP補正(加入電話から光IP電話へ移行した回線数を加入者回線数に加算するというコスト算定方法上の補正)を行ったもの

1. 令和6年度におけるNTT東日本・西日本のユニバーサルサービス収支表(第一号基礎的電気通信役務収支表)について

- ・令和6年度におけるNTT東日本・西日本のユニバーサルサービス収支の状況は、NTT東日本で▲258億円、NTT西日本で▲391億円の赤字（東西計で▲649億円）となっている。
- ・なお、NTT西日本において、令和6年度決算において計上した災害特別損失31億円のうち、ユニバーサルサービス相当13億円を営業費用に含めた場合の営業損益は、▲404億円の赤字となっている。

○令和6年度ユニバーサルサービス収支表（単位：百万円）

NTT東日本

NTT西日本

	営業収益	営業費用					営業利益
			管理部門費用			利用部門	
			公衆削減以外費用	公衆電話削減費用			
加入電話	120, 195	143, 981	104, 417	104, 417	—	39, 564	▲23, 786
基本料	120, 195	143, 855	104, 293	104, 293	—	39, 562	▲23, 660
緊急通報	—	126	124	124	—	2	▲126
第一種公衆電話	102	2, 099	2, 053	1, 555	498	46	▲1, 997
市内通信	102	2, 094	2, 048	1, 551	497	46	▲1, 992
緊急通報	—	5	5	4	1	—	▲5
ワイヤレス固定電話	3	46	24	24	—	22	▲43
基本料	3	46	24	24	—	22	▲43
緊急通報	—	—	—	—	—	—	—
合計	120, 301	146, 126	106, 493	105, 995	498	39, 633	▲25, 825

営業収益	営業費用					営業利益	災害特別 損益の 利益への 影響	影響考慮 後の 利益
	管理部門費用			利用 部門				
	公衆削減 以外費用	公衆電話 削減費用						
113,361	150,658	117,376	117,376	—	33,282	▲37,297	▲1,318	▲38,616
113,361	150,582	117,304	117,304	—	33,278	▲37,222	▲1,318	▲38,540
—	76	72	72	—	4	▲76	—	▲76
74	1,602	1,588	1,084	504	14	▲1,528	▲3	▲1,532
74	1,597	1,583	1,080	503	14	▲1,523	▲3	▲1,527
—	5	5	4	1	—	▲5	—	▲5
4	295	218	218	—	77	▲291	—	▲291
4	295	218	218	—	77	▲291	—	▲291
—	0	0	0	—	0	0	—	—
113,439	152,556	119,182	118,677	504	33,374	▲39,117	▲1,322	▲40,439

前年度	127,766	152,597	110,053	109,640	414	42,544	▲24,831
増減	▲7,465	▲6,471	▲3,560	▲3,644	84	▲2,911	▲994
効率化率	5.8%	4.2%	3.2%	3.3%	—	6.8%	4.0%

	122,357	153,593	117,829	117,574	255	35,764	▲31,235	—	—
	▲8,918	▲1,037	1,353	1,103	249	▲2,390	▲7,882	—	—
	7.3%	0.7%	▲1.1%	▲0.9%	—	6.7%	25.2%	—	—

2. 電話のユニバーサルサービスに係る補てん額の算定について

電話のユニバーサルサービスに係る補てん額の算定は、NTT東日本・NTT西日本ごとに以下の算出方法により算定する。

トラフィック移行割合で加重平均
PSINモデル：IPモデル
1年目 91% : 9%
2年目 66% : 34%
3年目 約17% : 約83% ※1

＜補てん対象額の算出方法＞

IP網への移行のために、補てん対象額においては、第一号算定等規則に基づき次のとおり算定する。

- (1) LRIC（PSTNモデル）を用いて算出した①+②+③+④の合計額に約17%を乗じた額
- (2) LRIC（IPモデル）を用いて算出した①+②+③+④に合計額に約83%を乗じた額

①：加入電話基本料（ワイヤレス固定電話を含む）に係るベンチマーク（全国平均+2σ）以上の費用

LRICで算出した1回線あたりの費用を用いて全国の平均費用+2σをベンチマークとして設定し、各社ごとにベンチマーク以上の費用を算出

②：加入電話緊急通報（ワイヤレス固定電話を含む）に係る高コスト回線（4.9%）の合計費用

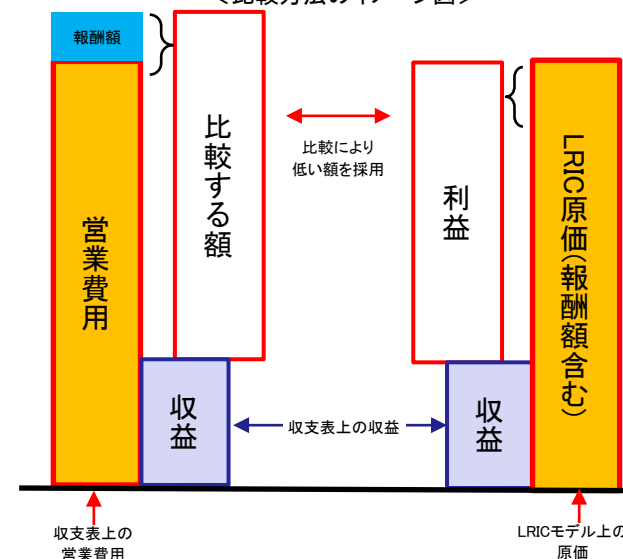
LRICで算出した1回線あたりの費用を用いて全国の高コスト回線の上位4.9%を特定し、各社ごとに高コスト回線に該当する回線の1回線あたりの費用の合計を算出

③：第一種公衆電話市内通信に係る赤字

④：第一種公衆電話緊急通報に係る赤字

LRICで算出した原価（報酬額等を含む。）と第一号基礎的電気通信役務収支表（以下「収支表」という。）上の収入により算定した収支（赤字額）と実際の営業費用に報酬額等を加えたものと収支表上の収入により算定した収支（赤字額）を比較した上で、低い額を採用

＜比較方法のイメージ図＞



※1 移行割合は、2024年12月までの割合（PSTN：IP＝33%：77%）と2025年1月以降の割合（IP：100%）の加重平均により算出

① IPモデル : $(0.77 \times (275/365)) + (1 \times (90/365)) = 0.826712328767123$ (約83%)

② PSTNモデル : $1 - ① = 0.173287671232877$ (約17%)

3. 電話のユニバーサルサービスに係る補填対象額の算定について

①加入電話・基本料

※ワイヤレス固定電話を含む

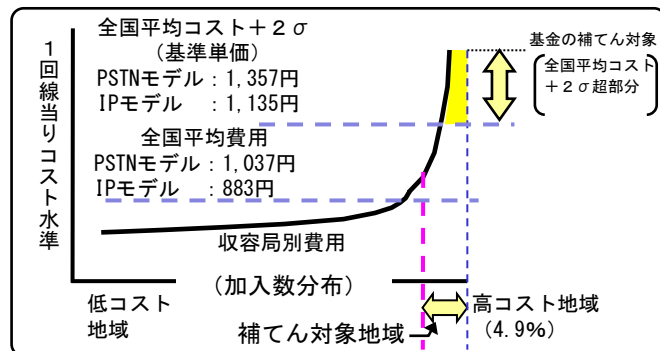
<補てん対象額の算定方法>

「全国平均費用＋標準偏差の2倍」（基準単価）をベンチマークとし、これを超える部分を補てん対象額とする。＜ベンチマーク方式＞（算定に当ってはIP電話への移行回線数を現に加入電話の提供の用に供しているものとみなして計算）

（提供エリア全体の収益・原価〔億円〕）

	収益	原価（報酬を含む）			赤字	（参考） 加入電話回線数 （万回線） ※光IP補正有
		管理部門	利用部門	合計		
NTT東日本	1,200	1,885	343	2,228	▲1,028	1,972
NTT西日本	1,132	1,838	327	2,165	▲1,033	2,093
合計	2,332	3,723	670	4,393	▲2,061	4,065
（参考）前年度	2,495	4,221	718	4,939	▲2,444	4,161
増減	▲163	▲499	▲48	▲546	+383	▲96

（参考）加入電話緊急通報の補てん対象額算定の仕組み



（百万円）

PSTNモデル		A	B	C	A-B+C	（参考）	
		補填対象地域の 実績原価	対象回線数に基準 単価を乗じた額 （基準原価）	基準単価 を下回る額	基準原価 を上回る額	加入電話 回線数 （万回線）	回線 割合
	NTT東日本	25,892	26,954	2,772	1,710	165.6	(4.1%)
	NTT西日本	6,366	5,461	179	1,085	33.5	(0.8%)
	合計	32,259	32,415	2,951	2,794	199.1	(4.9%)

（百万円）

IPモデル		①	②	③	①－②＋③	（参考）	
		補填対象地域の 実績原価	対象回線数 に基準単価を 乗じた額 （基準原価）	基準単価 を下回る額	基準原価 を上回る額	加入電話 回線数 （万回線）	回線 割合
	NTT東日本	20,858	19,689	638	1,807	143.9	(3.5%)
	NTT西日本	8,407	7,561	190	1,035	55.3	(1.4%)
	合計	29,265	27,251	828	2,842	199.1	(4.9%)

×約0.17

（PSTNモデルと
IPモデルの加重平均）

×約0.83

補てん対象額

2,834百万円

②加入電話・緊急通報

※ワイヤレス固定電話を含む

<補てん対象額の算定方法>

基本料の高コスト上位4.9%（東西計）の加入者回線数に対応した原価

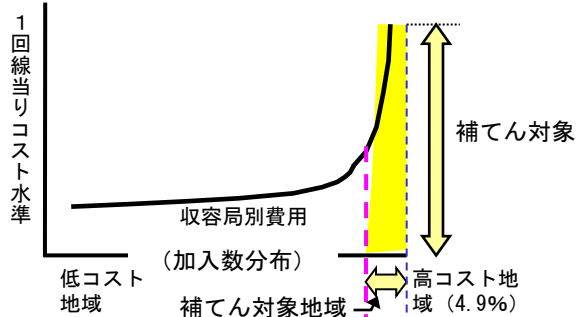
(提供エリア全体の収益・原価〔百万円〕)

	収益	原価(報酬を含む)			赤字
		管理部門	利用部門	合計	
NTT東日本	—	65	2	66	▲66
NTT西日本	—	46	3	49	▲49
合計	—	111	4	115	▲115
(参考)前年度	—	226	2	228	▲228
増減	—	▲115	+2	▲113	+113

(参考)
加入電話
回線数(万回線)
※光IP補正無

553
526
1,079
1,258
▲179

加入電話緊急通報の補てん対象額算定の仕組み



(百万円)

PSTNモデル	補填対象地域に相当する原価	加入電話回線数(万回線)	回線割合
NTT東日本	18	18.5	18.5
NTT西日本	13	12.6	12.6
合計	31	31.1	31.1

(百万円)

IPモデル	補填対象地域に相当する原価	加入電話回線数(万回線)	回線割合
NTT東日本	4	26.7	(2.5%)
NTT西日本	2	26.1	(2.4%)
合計	7	52.9	(4.9%)

×約0.17

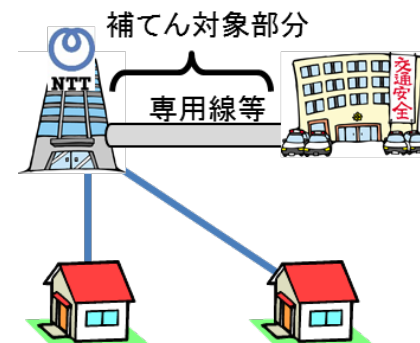
×約0.83

PSTNモデルと
IPモデルの加重平均

補てん対象額

11百万円

15



③第一種公衆電話(市内通信)

＜補てん対象額の算定方法＞
「原価－収益」の収支差額

(百万円)

 : 採用する額

PSTN モデル	LRICモデル						利益 (①－②)
	①収益	②原価	設備管理部門			利用部門	
			公衆電話撤去費用以外		公衆電話撤去費		
NTT東日本	102	2,160	2,123	1,627	497	37	▲2,058
NTT西日本	74	1,861	1,848	1,345	503	13	▲1,787
合計	176	4,020	3,971	2,972	999	49	▲3,844

実際の費用		
モデルと 比較する額 (③－④)	③営業費用 －利益	④報酬額等
▲2,180	▲1,992	188
▲1,640	▲1,527	114
▲3,820	▲3,518	302

(百万円)

IP モデル	LRICモデル						利益 (①－②)
	①収益	②原価					
			設備管理部門			利用部門	
				公衆電話撤去費用以外	公衆電話撤去費		
NTT東日本	102	2,118	2,082	1,585	497	37	▲2,016
NTT西日本	74	1,839	1,826	1,323	503	13	▲1,765
合計	176	3,957	3,908	2,909	999	49	▲3,781

実際の費用		
モデルと 比較する額 (③－④)	③営業費用 －利益	④報酬額等
▲2,180	▲1,992	188
▲1,640	▲1,527	114
▲3,820	▲3,518	302



	モデル	採用した額	加重平均のための比率	補てん対象額
NTT東日本	PSTNモデル	▲2,058	約0.17	▲2,023
	IPモデル	▲2,016	約0.83	
NTT西日本	PSTNモデル	▲1,640	約0.17	▲1,640
	IPモデル	▲1,640	約0.83	
合計		16		▲3,664

④ 第一種公衆電話・緊急通報

＜補てん対象額の算定方法＞
「原価－収益」の収支差額

(百万円)

PSTN モデル	LRICモデル						利益 (①－②)
	①収益	②原価	設備管理部門			利用部門	
			公衆電話撤去費用以外				
			公衆電話撤去費用以外	公衆電話撤去費			
NTT東日本	-	2	2	1	1	0	▲2
NTT西日本	-	2	2	1	1	0	▲2
合計	-	4	4	2	3	0	▲4

 : 採用する額

実際の費用		
モデルと 比較する額 (③－④)	③営業費用 －利益	④報酬額等
▲5	▲5	0
▲5	▲5	0
▲11	▲10	1

(百万円)

IP モデル	LRICモデル						利益 (①－②)
	①収益	②原価					
			設備管理部門			利用部門	
				公衆電話撤去費用以外	公衆電話撤去費		
NTT東日本		1	1	0	1	0	▲1
NTT西日本	-	2	2	0	1	0	▲2
合計	-	3	3	1	3	0	▲3

実際の費用		
モデルと 比較する額 (③－④)	③営業費用 －利益	④報酬額等
▲5	▲5	0
▲5	▲5	0
▲11	▲10	1



	モデル	採用した額	加重平均のための比率	補てん対象額
NTT東日本	PSTNモデル	▲2	約0.17	▲1
	IPモデル	▲1	約0.83	
NTT西日本	PSTNモデル	▲2	約0.17	▲2
	IPモデル	▲2	約0.83	
合計		17		▲3

4. 補填対象額と番号単価

- ・補填対象額に支援業務費を加算し予測前年度過不足額を減算した額を、1月～12月の予測番号総数で除すことにより、各事業者が負担する（合算）番号単価を算定。

○補填対象額

	加入電話 ※ワイヤレス固定電話を含む		第一種公衆電話		合 計
	基本料	緊急通報	市内通信	緊急通報	
N T T 東日本	1,790百万円	7百万円	2,023百万円	1百万円	3,822百万円
N T T 西日本	1,044百万円	4百万円	1,640百万円	2百万円	2,690百万円
東西計	2,834百万円	11百万円	3,664百万円	3百万円	6,512百万円
(参考) 前年度	2,807百万円	25百万円	3,528百万円	3百万円	6,367百万円
増減	27百万円	▲14百万円	135百万円	0百万円	145百万円

○支援業務費 (令和7年予算額：予算額 75百万円 — 前期繰越額 10百万円)

65百万円

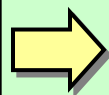
(令和6年予算額：50百万円)

○予測前年度過不足額

282百万円

○番号単価

(合算) 番号単価 = $\frac{\text{補てん対象額 (6,512百万円) + 支援業務費 (65百万円) - 予測前年度過不足額 (+282百万円)}}{\text{令和8年1月～12月までの予測算定対象電気通信番号の総数の合計 (2,994百万番号)}}$ = 2.10245719円/月・番号



(合算) 番号単価

2円/月・番号

〔うち、東日本分：1.17381252円
西日本分：0.82618748円〕

＜前年度（7月～12月）＞
3円/番号・月
N T T 東日本分：1.80347094円
N T T 西日本分：1.19652906円

(注) ・東西合算の番号単価は整数未満を四捨五入
・東西別の番号単価は、合算単価を東西の補てん対象額の割合で案分

- 令和7年度の電話ユニバーサルサービスの交付金・負担金に係る認可申請に際して、NTT東西及びTCAから、2件の第一号基礎的電気通信役務の提供に係る第一種交付金及び第一種負担金算定等規則第3条ただし書に基づく許可申請がなされている。

① 小笠原母島ビル・武根島ビル関係(NTT東日本・TCA)

【申請内容】

- 今年度のユニバーサルサービスの第一種交付金及び第一種負担金の額の算定においては、第一号基礎的電気通信役務の提供に要した原価から、小笠原母島ビルから大崎ビル間及び式根島ビルから大崎ビル間のき線点RT-GC間伝送路に係る費用を除いて算定。

【理由】

- 極端に中継伝送路が長い(約1,000km)単一ビル(小笠原母島ビル及び式根島ビル)に対するLRICモデル上の扱いが変化したことにより、当該費用を算定対象から除かなかった場合には、電話の補填に係るベンチマーク(全国平均費用+2 σ)が1,357円から2,487円(標準偏差の約9倍)へ大幅に上昇。
- その結果、補填額が約2億円減少することとなるが、回線単価が極端に高い単一の收容ビルによって全体の補填額が大幅に減少することはモデルが本来想定する結果とはいえず、電話ユニバーサルサービス制度の趣旨を没却するため。
- なお、昨年度も同様の許可申請がなされている。

② 能登半島地震関係(NTT西日本・NTT東日本・TCA)

【申請内容】

- 今年度のユニバーサルサービスの第一種交付金及び第一種負担金の額の算定においては、第一号基礎的電気通信役務の提供に要した原価に、能登半島地震による災害特別損失のうち第一号基礎的電気通信役務の提供に係るもの(設備管理部門がメイン)を含めて算定。

【理由】

- 災害特別損失の一部は、電話ユニバに係る設備の維持・運営に係る営業費用と同一の性質であるため。
- なお、これまで東日本大震災時及び熊本地震時にも同様に許可申請がされているほか、昨年度は能登半島地震における設備利用部門の原価算定において許可申請がなされている。

- 第一号基礎的電気通信役務の提供に係る第一種交付金及び第一種負担金算定等規則(平成14年総務省令第64号)(抄)
(遵守義務)

第三条 第一種適格電気通信事業者、算定対象電気通信事業者(第二十三条に規定する電気通信事業者をいう。)、接続電気通信事業者等又は支援機関は、第一号基礎的電気通信役務の提供に係る第一種交付金の額及び第一種負担金の額の算定方法、延滞金を計算するために乗じる率その他第一種交付金及び第一種負担金に関してこの省令の定めるところによらなければならない。ただし、特別の理由がある場合には、総務大臣の許可を受けて、この省令の規定によらないことができる。

審 査 結 果

電気通信事業法関係審査基準（平成 13 年総務省訓令第 75 号。以下「審査基準」という。）第 24 条及び第 25 条の規定に基づき審査を行った結果、以下のとおりと認められる。

- ① 電気通信事業法（昭和 59 年法律第 86 号。以下「法」という。）第 109 条第 1 項の規定による第一種交付金の額及び交付方法の認可に係る審査

審 査 事 項	審査結果	理 由
1 第一種交付金の額が第一号算定等規則第 5 条の規定に照らし、妥当なものであること。（審査基準第 26 条(1)）	適	本申請に係る第一種交付金の額については、以下の理由により、第一号基礎的電気通信役務の提供に係る第一種交付金及び第一種負担金算定等規則（平成 14 年総務省令第 64 号。以下「第一号算定等規則」という。）第 5 条の規定に照らし、妥当なものであると認められる。 ・ 第一種交付金の額が、別記に示す届出資料を用いて、第一号算定等規則第 5 条第 1 項に定める方法に従って、補填対象額から各第一種適格電気通信事業者の算定自己負担額を控除した額とされていること。 ・ 第一種交付金の額が、第一号算定等規則第 5 条第 3 項に定めるとおり、令和 5 年度の基礎的電気通信役務収支における営業費用の合計額から営業収益の合計額を控除して得た額を下回っていること。
2 第一種交付金を適格電気通信事業者に交付する時期及び交付する手段が適正かつ明確に定められていること。（審査基準第 26 条(2)）	適	交付する時期（交付期限）及び交付手段（第一種交付金の額の通知、各月の第一種交付金の額の計算方法、第一種交付金の交付の特例及び第一種交付金の交付に係る銀行口座のセキュリティ対策）について、適正かつ明確に定められていると認められる。
3 前各号に掲げるもののほか、基礎的電気通信役務の適切、公平かつ安定的な提供を阻害するものではないこと。（審査基準第 26 条(3)）	適	本件申請において、基礎的電気通信役務の適切、公平かつ安定的な提供を阻害する内容はないと認められる。

② 法第 110 条第 2 項の規定による第一種負担金の額及び徴収方法の認可に係る審査

審査事項	審査結果	事由
1 第一種負担金の額が第一号算定等規則第 27 条の規定に照らし、妥当なものであること。(審査基準第 28 条(1))	適	本申請に係る第一種負担金の額については、以下の理由により、第一号算定等規則第 27 条の規定に照らし、妥当なものであると認められる。 - 第一種負担金の額が、別記に示す届出資料を用いて算定した補填対象額を用いて、第一号算定等規則第 27 条第 1 項及び第 2 項に定める方法に従って、最終算定月前月までの各月の第一種負担金の額、最終算定月の第一種負担金の額及び前年度残余额を合算した額とされていること。 - 第一号算定等規則第 27 条第 1 項に規定する番号単価が、平成 18 年総務省告示第 429 号に基づき、補填対象額、支援機関の支援業務に係る費用(以下「支援業務費」という。)の額及び予測前年度過不足額の合計額を令和 8 年中の予測算定対象電気通信番号の総数で除したものを第一種適格電気通信事業者ごとの補填対象額の割合で案分することにより算定されていること。 - 支援業務費の額が、令和 7 年度の収支予算額(令和 7 年 3 月認可済み)から前年度の支援業務費の繰越額を減じた額とされていること。
2 第一種負担金を接続電気通信事業者等が納付する時期及び納付する手段が適正かつ明確に定められていること。(審査基準第 28 条(2))	適	納付する時期(納付期限)及び納付する手段(第一種負担金の額の通知、延滞金の納付及び第一種負担金の徴収に係る銀行口座のセキュリティ対策)について、適正かつ明確に定められていると認められる。
3 前各号に掲げるもののほか、基礎的電気通信役務の適切、公平かつ安定的な提供を阻害するものではないこと。(審査基準第 28 条(3))	適	本件申請において、基礎的電気通信役務の適切、公平かつ安定的な提供を阻害する内容はないと認められる。

(別記) 補填対象額の算定に係る届出資料について

申請者は、法第 109 条第 2 項に基づき第一種適格電気通信事業者である N T T 東日本株式会社(以下「N T T 東日本」という。)及び N T T 西日本株式会社(以下「N T T 西日本」という。)から届出のあった第一種交付金の額を算定するための届出資料を用いて補填対象額を算定している。

当該届出資料のうち N T T 東日本の原価及び N T T 西日本の原価は、第一号算定等規則の規定によらず算定したものである。申請者は、N T T 東日本の原価及び N T T 西日本の原価の当該届出資料を用いて第一種交付金の額及び第一種負担金の額を算定しているため、申請者、N T T 東日本及び N T T 西日本から、第一号算定等規則第 3 条ただし書の規定に基づく第一号算定等規則によらない算定の許可申請が行われている。本件の算定は合理的な措置であると認められ、別途本件申請の認可とともに許可をする予定である。

<参考>

第一号基礎的電気通信役務の提供に係る第一種交付金及び第一種負担金算定等規則に基づく許可申請(一般社団法人電気通信事業者協会、N T T 東日本、N T T 西日本)

(参考) 第一種交付金の額及び第一種負担金の額に関する算定式

1 第一種交付金の額

(1) NTT東日本に対する第一種交付金の額

$$\begin{aligned}
 & \text{最終算定月前月までの算定自己負担額} \quad \text{NTT東日本の補填対象額+案分した支援業務費} \quad \text{最終算定月前月までに算定した「全接続電気通信事業者等の負担額」の累計額} \quad \text{最終算定月前月までに算定したNTT東日本の「算定自己負担額」の累計額} \\
 = & C_e - \sum_{t=1}^{n-1} [Pet \cdot Et] - \{ C_e + S \cdot C_e / C - \sum_{t=1}^{n-1} (\sum_{i=1}^{F_t} [Pet \cdot Nit]) \} - \sum_{t=1}^{n-1} [Pet \cdot Et] - \\
 & \text{「全接続電気通信事業者等の前年度残余額」の総額} \quad \text{NTT東日本の「算定自己負担額」における前年度残余額に相当する額} \quad \text{NTT東日本の最終算定月の番号数の割合} \\
 & \sum_{i=1}^{F_t'} [Pen' \cdot Nin' - Ze \cdot Nin' / Mn'] - (Pen' \cdot En' - Ze \cdot En' / Mn') \cdot En / Mn \\
 & \text{NTT東日本の最終算定月の算定自己負担額} \\
 & \text{NTT東日本の「算定自己負担額」における前年度残余額に相当する額} \\
 & - (Pen' \cdot En' - Ze \cdot En' / Mn') \\
 & \text{NTT東日本の補填対象額} \quad \text{—} \quad \text{NTT東日本の算定自己負担額}
 \end{aligned}$$

C は、NTT 東日本株式会社及び NTT 西日本株式会社の補てん対象額の合計額

[=6,511,901,440 円]

C_e は、NTT 東日本株式会社の補てん対象額 [=3,821,875,712 円]

S は、支援業務費の額 [=65,052,279 円]

n は、最終算定月 [=令和8年12月予定。以下、この計算式において同じ。]

t は、各月 (令和8年1月予定～最終算定月)

Et は、 t 月の NTT 東日本株式会社の算定対象電気通信番号の数

En は、 n 月 (最終算定月) の NTT 東日本株式会社の算定対象電気通信番号の数

F_t は、 t 月の負担事業者数

Nit は、 t 月における i 番目の接続電気通信事業者等の算定対象電気通信番号の数

(i は、1～ Ft までの整数値をとる)

Mn は、 n 月（最終算定月）の算定対象電気通信番号の総数（接続電気通信事業者等の算定対象電気通信番号の合計数に第一種適格電気通信事業者である NTT 東日本株式会社の算定対象電気通信番号の数を加えたものをいう）

Pet は、 t 月の番号単価（番号単価は、平成 18 年総務省告示第 429 号に従って算定する。また、原則として令和 8 年 4 月に修正し、同年 7 月以降の各月末の算定対象電気通信番号に適用する）〔令和 8 年 1 月～6 月の各月末の算定対象電気通信番号に適用する番号単価は、1.17381252 円／月・番号〕

n' は、前年度の最終算定月〔＝令和 7 年 12 月予定。以下、この計算式において同じ。〕

t' は、前年度の各月（令和 7 年 1 月～前年度の最終算定月）

Et' は、 t' 月の NTT 東日本株式会社の算定対象電気通信番号の数

En' は、 n' 月（前年度の最終算定月）の NTT 東日本株式会社の算定対象電気通信番号の数

Ft' は、 t' 月の負担事業者数

Nit' は、 t' 月における i 番目の接続電気通信事業者等の算定対象電気通信番号の数

(i は、1～ Ft' までの整数値をとる)

Nin' は、 n' 月（前年度の最終算定月）における i 番目の接続電気通信事業者等の算定対象電気通信番号の数（ i は、1～ Ft' までの整数値をとる）

Mn' は、 n' 月（前年度の最終算定月）の算定対象電気通信番号の総数（接続電気通信事業者等の算定対象電気通信番号の合計数に第一種適格電気通信事業者である NTT 東日本株式会社の算定対象電気通信番号の数を加えたものをいう）

Pet' は、 t' 月の番号単価〔令和 7 年 1 月～令和 7 年 6 月の各月末の算定対象電気通信番号に適用する番号単価は 1.20325396 円／月・番号、令和 7 年 7 月～12 月の各月末の算定対象電気通信番号に適用する番号単価は 1.80347094 円／月・番号〕

Pen' は、 n' 月（前年度の最終算定月）の番号単価

Ze は、前年度の最終算定月において、NTT 東日本株式会社の補てん対象額と NTT 東日本株式会社に係る支援業務費の額の合計額と同額になるために必要な額

$$[= Ce' + S' \cdot Ce' / C' - \sum_{t'=1}^{n'-1} \left(\sum_{i=1}^{Ft'} [Pet' \cdot Nit'] \right) - \sum_{t'=1}^{n'-1} [Pet' \cdot Et']]$$

C' は、前年度の NTT 東日本株式会社及び NTT 西日本株式会社の補てん対象額の合計額〔＝6,367,363,695 円〕

Ce' は、前年度の NTT 東日本株式会社の補てん対象額〔＝3,830,777,793 円〕

S' は、前年度の支援業務費の額〔＝50,144,947 円〕

(2) NTT西日本に対する第一種交付金の額

$$\begin{aligned}
 &= \overbrace{C_w - \sum_{t=1}^{n-1} [P_{wt} \cdot W_t]}^{\text{最終算定月前月までの算定自己負担額}} - \overbrace{\{C_w + S \cdot C_w / C - \sum_{t=1}^{n-1} (\sum_{i=1}^{F_t} [P_{wt} \cdot N_{it}])\}}^{\text{NTT西日本の補填対象額+案分した支援業務費}} - \overbrace{\sum_{t=1}^{n-1} [P_{wt} \cdot W_t]}^{\text{最終算定月前月までに算定した「全接続電気通信事業者等の負担額」の累計額}} - \overbrace{\sum_{t=1}^{n-1} [P_{wt} \cdot W_t]}^{\text{最終算定月前月までに算定したNTT西日本の「算定自己負担額」の累計額}} \\
 &\quad \underbrace{\sum_{i=1}^{F_{t'}} [P_{wn'} \cdot N_{in'} - Z_w \cdot N_{in'} / M_{n'}]}_{\text{「全接続電気通信事業者等の前年度残余額」の総額}} - \underbrace{(P_{wn'} \cdot W_{n'} - Z_w \cdot W_{n'} / M_{n'})}_{\text{NTT西日本の「算定自己負担額」における前年度残余額に相当する額}} \cdot \underbrace{W_{n'} / M_{n'}}_{\text{NTT西日本の最終算定月の番号数の割合}} \\
 &\quad \text{NTT西日本の最終算定月の算定自己負担額} \\
 &\quad \text{NTT西日本の「算定自己負担額」における前年度残余額に相当する額} \\
 &\quad - (P_{wn'} \cdot W_{n'} - Z_w \cdot W_{n'} / M_{n'}) \\
 &\quad \text{NTT西日本の補填対象額} \quad \text{—} \quad \text{NTT西日本の算定自己負担額}
 \end{aligned}$$

C は、NTT 東日本株式会社及び NTT 西日本株式会社の補てん対象額の合計額

〔＝6,511,901,440 円〕

C_w は、NTT 西日本株式会社の補てん対象額〔＝2,690,025,728 円〕

S は、支援業務費の額〔＝65,052,279 円〕

n は、最終算定月〔＝令和8年12月予定。以下、この計算式において同じ。〕

t は、各月（令和8年1月予定～最終算定月）

W_t は、 t 月の NTT 西日本株式会社の算定対象電気通信番号の数

W_n は、 n 月（最終算定月）の NTT 西日本株式会社の算定対象電気通信番号の数

F_t は、 t 月の負担事業者数

N_{it} は、 t 月における i 番目の接続電気通信事業者等の算定対象電気通信番号の数

（ i は、1～ F_t までの整数値をとる）

M_n は、 n 月（最終算定月）の算定対象電気通信番号の総数（接続電気通信事業者等の算定対象電気通信番号の合計数に第一種適格電気通信事業者である NTT 西日本株式会社の算定対象電気通信番号の数を加えたものをいう）

Pwt は、 t 月の番号単価（番号単価は、平成 18 年総務省告示第 429 号に従って算定する。また、原則として令和 8 年 4 月に修正し、同年 7 月以降の各月末の算定対象電気通信番号に適用する）〔令和 8 年 1 月～6 月の各月末の算定対象電気通信番号に適用する番号単価は、0.82618748 円／月・番号〕

n' は、前年度の最終算定月〔＝令和 7 年 12 月予定。以下、この計算式において同じ。〕

t' は、前年度の各月（令和 7 年 1 月～前年度の最終算定月）

Wt' は、 t' 月の NTT 西日本株式会社の算定対象電気通信番号の数

Wn' は、 n' 月（前年度の最終算定月）の NTT 西日本株式会社の算定対象電気通信番号の数

Ft' は、 t' 月の負担事業者数

Nit' は、 t' 月における i 番目の接続電気通信事業者等の算定対象電気通信番号の数

（ i は、1～ Ft' までの整数値をとる）

Nin' は、 n' 月（前年度の最終算定月）における i 番目の接続電気通信事業者等の算定対象電気通信番号の数（ i は、1～ Ft' までの整数値をとる）

Mn' は、 n' 月（前年度の最終算定月）の算定対象電気通信番号の総数（接続電気通信事業者等の算定対象電気通信番号の合計数に第一種適格電気通信事業者である NTT 西日本株式会社の算定対象電気通信番号の数を加えたものをいう）

Pwt' は、 t' 月の番号単価〔令和 7 年 1 月～令和 7 年 6 月の各月末の算定対象電気通信番号に適用する番号単価は 0.79674604 円／月・番号、令和 7 年 7 月～12 月の各月末の算定対象電気通信番号に適用する番号単価は 1.19652906 円／月・番号〕

Pwn' は、 n' 月（前年度の最終算定月）の番号単価

Zw は、前年度の最終算定月において、NTT 西日本株式会社の補てん対象額と NTT 西日本株式会社に係る支援業務費の額の合計額と同額になるために必要な額

$$[= Cw' + S' \cdot Cw' / C' - \sum_{t'=1}^{n'-1} \left(\sum_{i=1}^{Ft'} [Pwt' \cdot Nit'] \right) - \sum_{t'=1}^{n'-1} [Pwt' \cdot Wt']]$$

C' は、前年度の NTT 東日本株式会社及び NTT 西日本株式会社の補てん対象額の合計額〔＝6,367,363,695 円〕

Cw' は、前年度の NTT 西日本株式会社の補てん対象額〔＝2,536,585,902 円〕

S' は、前年度の支援業務費の額〔＝50,144,947 円〕

（３）算出に係る留意点

- ① 各接続電気通信事業者等の第一種負担金の額（適格電気通信事業者ごとに算定した第一種負担金の合計額をいう。）又は各適格電気通信事業者の第一種負担金の額に当該適格電気通信事業者の算定自己負担額を加えた額が限度割合（３％）を超える場合の第一種交付金の額は、第一号基礎的電気通信役務の提供に係る第一種交付金及び第一種負担金算定等規則（以下「算定規則」という。）第５条第２項の規定による（整数未満の端数は、四捨五入）。
- ② 端数処理については、算定規則の規定に従って行い、それでもなお乗じて計算した場合に整数未満の端数があるときは、当該端数を四捨五入する。
また、端数処理の結果、算定した額の合計が案分する前の元額と一致しない場合は、額が最大となっているもので調整する。

2 第一種負担金の額

(1) NTT東日本に係る接続電気通信事業者等の第一種負担金の額

$$\begin{aligned}
 &= \sum_{t=1}^{n-1} [Pet \cdot Nt] + \left\{ Ce + S \cdot Ce / C - \sum_{t=1}^{n-1} \left(\sum_{i=1}^{Ft} [Pet \cdot Nit] \right) - \sum_{t=1}^{n-1} [Pet \cdot Et] - \right. \\
 &\quad \left. \sum_{i=1}^{Ft'} [Pen' \cdot Nin' - Ze \cdot Nin' / Mn'] - (Pen' \cdot En' - Ze \cdot En' / Mn') \right\} \cdot Nn / Mn \\
 &\quad + \left\{ \begin{array}{l} \text{「全接続電気通信事業者等の前年度残余额」の総額} \\ \text{NTT東日本の「算定自己負担額」における前年度残余额に相当する額} \\ \text{各接続電気通信事業者等の最終算定月の番号数の割合} \end{array} \right\} \\
 &\quad + \left\{ \begin{array}{l} \text{前年度の最終算定月の番号単価に同月の番号数を乗じて得た額} \\ \text{前年度の認可に係る負担金の額を満たすために必要な額} \end{array} \right\} \\
 &\quad + \left\{ \begin{array}{l} \text{令和6年1月～最終算定月前月の月末までの番号数に係る負担額} \\ \text{最終算定月の番号数に係る負担額} \\ \text{前年度残余额} \end{array} \right\}
 \end{aligned}$$

C は、NTT 東日本株式会社及び NTT 西日本株式会社の補てん対象額の合計額

〔＝6,511,901,440 円〕

Ce は、NTT 東日本株式会社の補てん対象額 〔＝3,821,875,712 円〕

S は、支援業務費の額 〔＝65,052,279 円〕

n は、最終算定月 〔＝令和8年12月予定。以下、この計算式において同じ〕

t は、各月（令和8年1月予定～最終算定月）

Et は、 t 月のNTT 東日本株式会社の算定対象電気通信番号の数

Ft は、 t 月の負担事業者数

Nit は、 t 月における i 番目の接続電気通信事業者等の算定対象電気通信番号の数

（ i は、1～ Ft までの整数値をとる）

Nt は、 t 月の各接続電気通信事業者等の算定対象電気通信番号の数

(N_t は、 N_{1t} , N_{2t} , ..., $N_{F_t t}$ のうちの対応する値)

Nn は、 n 月（最終算定月）の各接続電気通信事業者等の算定対象電気通信番号の数

(Nn は、 N_{1n} , N_{2n} , ..., $N_{F_t n}$ のうちの対応する値)

Mn は、 n 月（最終算定月）の算定対象電気通信番号の総数（接続電気通信事業者等の算定対象電気通信番号の合計数に第一種適格電気通信事業者である NTT 東日本株式会社の算定対象電気通信番号の数を加えたものをいう）

Pet は、 t 月の番号単価（番号単価は、平成 18 年総務省告示第 429 号に従って算定する。また、原則として令和 8 年 4 月に修正し、同年 7 月以降の各月末の算定対象電気通信番号に適用する）〔令和 8 年 1 月～6 月の各月末の算定対象電気通信番号に適用する番号単価は、1.17381252 円／月・番号〕

n' は、前年度の最終算定月〔＝令和 7 年 12 月予定。以下、この計算式において同じ。〕

t' は、前年度の各月（令和 7 年 1 月～前年度の最終算定月）

Et' は、 t' 月の NTT 東日本株式会社の算定対象電気通信番号の数

En' は、 n' 月（前年度の最終算定月）の NTT 東日本株式会社の算定対象電気通信番号の数

Ft' は、 t' 月の負担事業者数

Nit' は、 t' 月における i 番目の接続電気通信事業者等の算定対象電気通信番号の数

(i は、1～ Ft' までの整数値をとる)

Nin' は、 n' 月（前年度の最終算定月）における i 番目の接続電気通信事業者等の算定対象電気通信番号の数（ i は、1～ Ft' までの整数値をとる）

Nn' は、 n' 月（前年度の最終算定月）の各接続電気通信事業者等の算定対象電気通信番号の数（ Nn' は、 $N_{1n'}$, $N_{2n'}$, ..., $N_{F_t n'}$ のうちの対応する値）

Mn' は、 n' 月（前年度の最終算定月）の算定対象電気通信番号の総数（接続電気通信事業者等の算定対象電気通信番号の合計数に第一種適格電気通信事業者である NTT 東日本株式会社の算定対象電気通信番号の数を加えたものをいう）

Pet' は、 t' 月の番号単価〔令和 7 年 1 月～令和 7 年 6 月の各月末の算定対象電気通信番号に適用する番号単価は 1.20325396 円／月・番号、令和 7 年 7 月～12 月の各月末の算定対象電気通信番号に適用する番号単価は 1.80347094 円／月・番号〕

Pen' は、 n' 月（前年度の最終算定月）の番号単価

Ze は、前年度の最終算定月において、NTT 東日本株式会社の補てん対象額と NTT 東日本株式会社に係る支援業務費の額の合計額と同額になるために必要な額

$$[= Ce' + S' \cdot Ce' / C' - \sum_{t'=1}^{n'-1} \left(\sum_{i=1}^{Ft'} [Pet' \cdot Nit'] \right) - \sum_{t'=1}^{n'-1} [Pet' \cdot Et']]$$

C' は、前年度の NTT 東日本株式会社及び NTT 西日本株式会社の補てん対象額の合計額〔＝6,367,363,695 円〕

Ce' は、前年度の NTT 東日本株式会社の補てん対象額〔＝3,830,777,793 円〕

S' は、前年度の支援業務費の額 [=50, 144, 947 円]

(2) NTT西日本に係る接続電気通信事業者等の第一種負担金の額

$$\begin{aligned}
 &= \sum_{t=1}^{n-1} [P_{wt} \cdot N_t] + \{ C_w + S \cdot C_w / C \} - \sum_{t=1}^{n-1} \left(\sum_{i=1}^{F_t} [P_{wt} \cdot N_{it}] \right) - \sum_{t=1}^{n-1} [P_{wt} \cdot W_t] - \\
 &\quad \left\{ \sum_{i=1}^{F_t'} [P_{wn}' \cdot N_{in}' - Z_w \cdot N_{in}' / M_n'] - (P_{wn}' \cdot W_n' - Z_w \cdot W_n' / M_n') \right\} \cdot N_n / M_n \\
 &\quad + P_{wn}' \cdot N_n' - Z_w \cdot N_n' / M_n'
 \end{aligned}$$

最終算定月前月までに算定した「全接続電気通信事業者等の負担額」の累計額
 最終算定月前月までに算定したNTT西日本の「算定自己負担額」の累計額
 NTT西日本の補填対象額＋案分した支援業務費
 「全接続電気通信事業者等の前年度残余額」の総額
 NTT西日本の「算定自己負担額」における前年度残余額に相当する額
 各接続電気通信事業者等の最終算定月の番号数の割合
 前年度の最終算定月の番号単価に同月の番号数を乗じて得た額
 前年度の認可に係る負担金の額を満たすために必要な額
 令和6年1月～最終算定月前月の月末までの番号数に係る負担額
 最終算定月の番号数に係る負担額
 前年度残余額

C は、NTT 東日本株式会社及び NTT 西日本株式会社の補てん対象額の合計額

〔＝6,511,901,440 円〕

C_w は、NTT 西日本株式会社の補てん対象額〔＝2,690,025,728 円〕

S は、支援業務費の額〔＝65,052,279 円〕

n は、最終算定月（＝令和8年12月予定。以下、この計算式において同じ。）

t は、各月（令和8年1月予定～最終算定月）

W_t は、 t 月の NTT 西日本株式会社の算定対象電気通信番号の数

F_t は、 t 月の負担事業者数

N_{it} は、 t 月における i 番目の接続電気通信事業者等の算定対象電気通信番号の数

（ i は、1～ F_t までの整数値をとる）

N_t は、各接続電気通信事業者等の算定対象電気通信番号の数

（ N_t は、 N_{1t} , N_{2t} , ..., $N_{F_t t}$ のうちの対応する値をとる）

Nn は、 n 月（最終算定月）の各接続電気通信事業者等の算定対象電気通信番号の数

（ Nn は、 N_{1n} , N_{2n} , ..., N_{Ftn} のうちの対応する値）

Mn は、 n 月（最終算定月）の算定対象電気通信番号の総数（接続電気通信事業者等の算定対象電気通信番号の合計数に第一種適格電気通信事業者である NTT 西日本株式会社の算定対象電気通信番号の数を加えたものをいう）

Pwt は、 t 月の番号単価（番号単価は、平成 18 年総務省告示第 429 号に従って算定する。また、原則として令和 8 年 4 月に修正し、同年 7 月以降の各月末の算定対象電気通信番号に適用する）〔令和 8 年 1 月～6 月の各月末の算定対象電気通信番号に適用する番号単価は、0.82618748 円／月・番号〕

n' は、前年度の最終算定月〔＝令和 7 年 12 月予定。以下、この計算式において同じ。〕

t' は、前年度の各月（令和 7 年 1 月～前年度の最終算定月）

Wt' は、 t' 月の NTT 西日本株式会社の算定対象電気通信番号の数

Wn' は、 n' 月（前年度の最終算定月）の NTT 西日本株式会社の算定対象電気通信番号の数

Ft' は、 t' 月の負担事業者数

Nit' は、 t' 月における i 番目の接続電気通信事業者等の算定対象電気通信番号の数

（ i は、1～ Ft' までの整数値をとる）

Nin' は、 n' 月（前年度の最終算定月）における i 番目の接続電気通信事業者等の算定対象電気通信番号の数（ i は、1～ Ft' までの整数値をとる）

Nn' は、 n' 月（前年度の最終算定月）の各接続電気通信事業者等の算定対象電気通信番号の数（ Nn' は、 $N_{1n'}$, $N_{2n'}$, ..., $N_{Ftn'}$ のうちの対応する値）

Mn' は、 n' 月（前年度の最終算定月）の算定対象電気通信番号の総数（接続電気通信事業者等の算定対象電気通信番号の合計数に第一種適格電気通信事業者である NTT 西日本株式会社の算定対象電気通信番号の数を加えたものをいう）

Pwt' は、 t' 月の番号単価〔令和 7 年 1 月～令和 7 年 6 月の各月末の算定対象電気通信番号に適用する番号単価は 0.79674604 円／月・番号、令和 7 年 7 月～12 月の各月末の算定対象電気通信番号に適用する番号単価は 1.19652906 円／月・番号〕

Pwn' は、 n' 月（前年度の最終算定月）の番号単価

Zw は、前年度の最終算定月において、NTT 西日本株式会社の補てん対象額と NTT 西日本株式会社に係る支援業務費の額の合計額と同額になるために必要な額

$$[=Cw' + S' \cdot Cw' / C' - \sum_{t'=1}^{n'-1} (\sum_{i=1}^{Ft'} [Pwt' \cdot Nit']) - \sum_{t'=1}^{n'-1} [Pwt' \cdot Et']]$$

C' は、前年度の NTT 東日本株式会社及び NTT 西日本株式会社の補てん対象額の合計額〔＝6,367,363,695 円〕

Cw' は、前年度の NTT 西日本株式会社の補てん対象額〔＝2,536,585,902 円〕

S' は、前年度の支援業務費の額〔＝50,144,947 円〕

（３）算出に係る留意点

- ① 各接続電気通信事業者等（適格電気通信事業者であるものを除く。）の第一種負担金の総額（適格電気通信事業者ごとに算定した第一種負担金の合計額をいう。）の当該接続電気通信事業者等の算定対象収益の額に占める割合が限度割合を超える場合には、当該負担金の総額は当該算定対象収益の額に限度割合（３％）を乗じて得た額とする（整数未満の端数は四捨五入）。
- ② 各適格電気通信事業者における第一種負担金の額と当該適格電気通信事業者に係る算定自己負担額の合計額（以下「負担金等の額」という。）の当該適格電気通信事業者の算定対象収益の額に占める割合が限度割合（３％）を超える場合には、当該負担金等の額は当該算定対象収益の額に限度割合を乗じて得た額とする（整数未満の端数は四捨五入）。
- ③ 端数処理については、算定規則の規定に従って行い、それでもなお乗じて計算した場合に整数未満の端数があるときは、当該端数を四捨五入する。
また、端数処理の結果、算定した額の合計が案分する前の元額と一致しない場合は、額が最大となっているもので調整する。

第一種交付金の額及び交付方法認可申請書

T C A 支 - 4 1 3

令和7年9月19日

総務大臣
村上 誠一郎 殿

郵便番号

101-0052

とうきょうとちよだくかんだおがわまちいっちょうめ

住所

東京都千代田区神田小川町一丁目10

興信ビル2F

いっばんしゃだんほうじんでんきつうしんじぎょうしゃきょうかい

名称及び代表者の氏名 一般社団法人電気通信事業者協会

かいちょう しまだ あきら

会長 島田 明

電気通信事業法第109条第1項の規定により、第一種交付金の額及び交付方法の認可を受けた
いので、次のとおり申請します。

1 第一種交付金の額

NTT 東日本株式会社に対する

第一種交付金の額

$$\begin{aligned} &= Ce - \sum_{t=1}^{n-1} [Pet \cdot Et] - \{Ce + S \cdot Ce / C - \sum_{t=1}^{n-1} (\sum_{i=1}^{Ft} [Pet \cdot Nit]) - \sum_{t=1}^{n-1} [Pet \cdot Et] - \\ &\quad \sum_{i=1}^{Ft'} [Pen' \cdot Nin' - Ze \cdot Nin' / Mn'] - (Pen' \cdot En' - Ze \cdot En' / Mn')\} \cdot En / Mn \\ &\quad - (Pen' \cdot En' - Ze \cdot En' / Mn') \end{aligned}$$

Cは、NTT 東日本株式会社及びNTT 西日本株式会社の補てん対象額の合計額

[=6,511,901,440 円]

Ceは、NTT 東日本株式会社の補てん対象額 [=3,821,875,712 円]

Sは、支援業務費の額 [=65,052,279 円]

nは、最終算定月 [=令和8年12月予定。以下、この計算式において同じ。]

tは、各月 (令和8年1月予定～最終算定月)

Etは、t月のNTT 東日本株式会社の算定対象電気通信番号の数

Enは、n月 (最終算定月) のNTT 東日本株式会社の算定対象電気通信番号の数

Ftは、t月の負担事業者数

Nit は、 t 月における i 番目の接続電気通信事業者等の算定対象電気通信番号の数

(i は、 $1 \sim Ft$ までの整数値をとる)

Mn は、 n 月（最終算定月）の算定対象電気通信番号の総数（接続電気通信事業者等の算定対象電気通信番号の合計数に第一種適格電気通信事業者である NTT 東日本株式会社の算定対象電気通信番号の数を加えたものをいう）

Pet は、 t 月の番号単価（番号単価は、平成 18 年総務省告示第 429 号に従って算定する。また、原則として令和 8 年 4 月に修正し、同年 7 月以降の各月末の算定対象電気通信番号に適用する）〔令和 8 年 1 月～6 月の各月末の算定対象電気通信番号に適用する番号単価は、1.17381252 円／月・番号〕

n' は、前年度の最終算定月〔＝令和 7 年 12 月予定。以下、この計算式において同じ。〕

t' は、前年度の各月（令和 7 年 1 月～前年度の最終算定月）

Et' は、 t' 月の NTT 東日本株式会社の算定対象電気通信番号の数

En' は、 n' 月（前年度の最終算定月）の NTT 東日本株式会社の算定対象電気通信番号の数

Ft' は、 t' 月の負担事業者数

Nit' は、 t' 月における i 番目の接続電気通信事業者等の算定対象電気通信番号の数

(i は、 $1 \sim Ft'$ までの整数値をとる)

Nin' は、 n' 月（前年度の最終算定月）における i 番目の接続電気通信事業者等の算定対象電気通信番号の数（ i は、 $1 \sim Ft'$ までの整数値をとる）

Mn' は、 n' 月（前年度の最終算定月）の算定対象電気通信番号の総数（接続電気通信事業者等の算定対象電気通信番号の合計数に第一種適格電気通信事業者である NTT 東日本株式会社の算定対象電気通信番号の数を加えたものをいう）

Pet' は、 t' 月の番号単価〔令和 7 年 1 月～令和 7 年 6 月の各月末の算定対象電気通信番号に適用する番号単価は 1.20325396 円／月・番号、令和 7 年 7 月～12 月の各月末の算定対象電気通信番号に適用する番号単価は 1.80347094 円／月・番号〕

Pen' は、 n' 月（前年度の最終算定月）の番号単価

Ze は、前年度の最終算定月において、NTT 東日本株式会社の補てん対象額と NTT 東日本株式会社に係る支援業務費の額の合計額と同額になるために必要な額

$$[= Ce' + S' \cdot Ce' / C' - \sum_{t'=1}^{n'-1} \left(\sum_{i=1}^{Ft'} [Pet' \cdot Nit'] \right) - \sum_{t'=1}^{n'-1} [Pet' \cdot Et']]$$

C' は、前年度の NTT 東日本株式会社及び NTT 西日本株式会社の補てん対象額の合計額〔＝6,367,363,695 円〕

Ce' は、前年度の NTT 東日本株式会社の補てん対象額〔＝3,830,777,793 円〕

S' は、前年度の支援業務費の額〔＝50,144,947 円〕

NTT 西日本株式会社に対する

第一種交付金の額

$$\begin{aligned} &= C_w - \sum_{t=1}^{n-1} [P_{wt} \cdot W_t] - \{C_w + S \cdot C_w / C - \sum_{t=1}^{n-1} (\sum_{i=1}^{F_t} [P_{wt} \cdot N_{it}]) - \sum_{t=1}^{n-1} [P_{wt} \cdot W_t] - \\ &\quad \sum_{i=1}^{F_t'} [P_{wn'} \cdot N_{in'} - Z_w \cdot N_{in'} / M_{n'}] - (P_{wn'} \cdot W_{n'} - Z_w \cdot W_{n'} / M_{n'})\} \cdot W_n / M_n \\ &\quad - (P_{wn'} \cdot W_{n'} - Z_w \cdot W_{n'} / M_{n'}) \end{aligned}$$

C は、NTT 東日本株式会社及び NTT 西日本株式会社の補てん対象額の合計額

〔＝6,511,901,440 円〕

C_w は、NTT 西日本株式会社の補てん対象額〔＝2,690,025,728 円〕

S は、支援業務費の額〔＝65,052,279 円〕

n は、最終算定月〔＝令和 8 年 12 月予定。以下、この計算式において同じ。〕

t は、各月（令和 8 年 1 月予定～最終算定月）

W_t は、 t 月の NTT 西日本株式会社の算定対象電気通信番号の数

W_n は、 n 月（最終算定月）の NTT 西日本株式会社の算定対象電気通信番号の数

F_t は、 t 月の負担事業者数

N_{it} は、 t 月における i 番目の接続電気通信事業者等の算定対象電気通信番号の数

（ i は、1～ F_t までの整数値をとる）

M_n は、 n 月（最終算定月）の算定対象電気通信番号の総数（接続電気通信事業者等の算定対象電気通信番号の合計数に第一種適格電気通信事業者である NTT 西日本株式会社の算定対象電気通信番号の数を加えたものをいう）

P_{wt} は、 t 月の番号単価（番号単価は、平成 18 年総務省告示第 429 号に従って算定する。また、原則として令和 8 年 4 月に修正し、同年 7 月以降の各月末の算定対象電気通信番号に適用する）〔令和 8 年 1 月～6 月の各月末の算定対象電気通信番号に適用する番号単価は、0.82618748 円／月・番号〕

n' は、前年度の最終算定月〔＝令和 7 年 12 月予定。以下、この計算式において同じ。〕

t' は、前年度の各月（令和 7 年 1 月～前年度の最終算定月）

$W_{t'}$ は、 t' 月の NTT 西日本株式会社の算定対象電気通信番号の数

$W_{n'}$ は、 n' 月（前年度の最終算定月）の NTT 西日本株式会社の算定対象電気通信番号の数

$F_{t'}$ は、 t' 月の負担事業者数

$N_{it'}$ は、 t' 月における i 番目の接続電気通信事業者等の算定対象電気通信番号の数

（ i は、1～ $F_{t'}$ までの整数値をとる）

$N_{in'}$ は、 n' 月（前年度の最終算定月）における i 番目の接続電気通信事業者等の算定対象電気通信番号の数（ i は、1～ $F_{t'}$ までの整数値をとる）

$M_{n'}$ は、 n' 月（前年度の最終算定月）の算定対象電気通信番号の総数（接続電気通信事業者等の算定対象電気通信番号の合計数に第一種適格電気通信事業者である NTT 西日本株式会社の算定対象電気通信番号の数を加えたものをいう）

Pwt' は、 t' 月の番号単価〔令和 7 年 1 月～令和 7 年 6 月の各月末の算定対象電気通信番号に適用する番号単価は 0.79674604 円／月・番号、令和 7 年 7 月～12 月の各月末の算定対象電気通信番号に適用する番号単価は 1.19652906 円／月・番号〕

Pwn' は、 n' 月（前年度の最終算定月）の番号単価

Zw は、前年度の最終算定月において、NTT 西日本株式会社の補てん対象額と NTT 西日本株式会社に係る支援業務費の額の合計額と同額になるために必要な額

$$[= Cw' + S' \cdot Cw' / C' - \sum_{t'=1}^{n'-1} (\sum_{i=1}^{Ft'} [Pwt' \cdot Nit']) - \sum_{t'=1}^{n'-1} [Pwt' \cdot Wt']]$$

C' は、前年度の NTT 東日本株式会社及び NTT 西日本株式会社の補てん対象額の合計額〔＝6,367,363,695 円〕

Cw' は、前年度の NTT 西日本株式会社の補てん対象額〔＝2,536,585,902 円〕

S' は、前年度の支援業務費の額〔＝50,144,947 円〕

※ 各接続電気通信事業者等の第一種負担金の額（第一種適格電気通信事業者ごとに算定した第一種負担金の合計額をいう。）又は各第一種適格電気通信事業者の第一種負担金の額に当該第一種適格電気通信事業者の算定自己負担額を加えた額が限度割合（3％）を超える場合の第一種交付金の額は、第一号基礎的電気通信役務の提供に係る第一種交付金及び第一種負担金算定等規則（以下「第一号算定等規則」という。）第 5 条第 2 項の規定による（整数未満の端数は、四捨五入）。

※ 端数処理については、第一号算定等規則の規定に従って行い、それでもなお乗じて計算した場合に整数未満の端数があるときは、当該端数を四捨五入する。

また、端数処理の結果、算定した額の合計が案分する前の元額と一致しない場合は、額が最大となっているもので調整する。

※ 前年度の最終算定月が算定対象電気通信番号の数の変動に伴って予定（令和 7 年 12 月）から変更となる場合、 t において「令和 8 年 1 月予定」とあるところを変更となる月数分変更する。

2 交付方法

(1) 交付手段

第一種交付金の交付は銀行振込により行うものとする。

第一種交付金の振込手数料の負担は、第一種交付金を交付する支援機関が負うものとする。

(2) 第一種交付金額の通知

前年度の最終算定月の 3 箇月後から最終算定月の 3 箇月後までの間、毎月、第一種適格電気

通信事業者に対して第一種交付金額の通知を行う。

なお、前年度の最終算定月の3箇月後に第一種適格電気通信事業者に対して通知する第一種交付金額は、第一号算定等規則第27条第2項に規定する「残余の額」に係るものとする。

(3) 第一種交付金の交付期限

毎月の第一種交付金額の通知の日の属する月の翌月までに第一種交付金を交付する。

(4) 各月の第一種交付金の額の計算方法

①前年度の最終算定月の3箇月後から最終算定月の2箇月後までの間、毎月、第一種適格電気通信事業者に対して通知を行う第一種交付金の額の計算方法

＝ 第一種負担金を納付すべき各接続電気通信事業者等から納付を受けた各月の当該第一種適格電気通信事業者に係る第一種負担金の額の合計額

$$\times \left(\frac{\text{当該第一種適格電気通信事業者の補てん対象額}}{\text{当該第一種適格電気通信事業者の補てん対象額} + \text{支援機関の支援業務に係る費用の額を補てん対象額の割合で案分した額}} \right)$$

②最終算定月の3箇月後に第一種適格電気通信事業者に対して通知を行う第一種交付金の額の計算方法

＝ (第一種負担金を納付すべき全接続電気通信事業者等の当該第一種適格電気通信事業者に係る第一種負担金の総額 － 前年度の最終算定月の3箇月後から最終算定月の2箇月後までに第一種負担金を納付すべき各接続電気通信事業者等から納付を受けた当該第一種適格電気通信事業者に係る第一種負担金の総額)

$$\times \left(\frac{\text{当該第一種適格電気通信事業者の補てん対象額}}{\text{当該第一種適格電気通信事業者の補てん対象額} + \text{支援機関の支援業務に係る費用の額を補てん対象額の割合で案分した額}} \right)$$

ただし、各接続電気通信事業者等の第一種負担金の額（第一種適格電気通信事業者ごとに算定した第一種負担金の合計額をいう。）又は各第一種適格電気通信事業者の第一種負担金の額に当該第一種適格電気通信事業者の算定自己負担額を加えた額が限度割合（3％）を超える場合は、以下の金額を控除する。

「①及び②の合計額」－「第一号算定等規則第5条第2項の規定により算定した額（整数未満の端数は、四捨五入）」

①及び②において、整数未満の端数があるときは四捨五入する。

また、端数処理の結果、算定した額の合計が案分する前の元額と一致しない場合は、額が最大となっているもので調整する。

(5) 第一種交付金の交付の特例

第一種交付金の交付期限までに、第一号算定等規則第22条第1項各号に規定する事由が生

じた場合、同項の規定に基づき、第一種交付金を減額することができる。ただし、当該事由の発生した接続電気通信事業者等から第一種負担金の額の全部又は一部が納付された場合には、同条第2項の規定に基づき案分して算定した額を第一種交付金として速やかに第一種適格電気通信事業者に交付する。

(6) 第一種交付金の交付に係る銀行口座のセキュリティ対策

支援機関の第一種交付金の交付に係る銀行口座については、以下のセキュリティ対策を講じるものとする。

- ① 決済性預金口座とし、預金額が全額保障されているものであること
- ② 当該口座からの振込先を各第一種適格電気通信事業者及び支援業務経費用の口座に限定する。
- ③ 振込手続きに係るシステム操作の認証強化（予め特定された者による認証操作を要するものとする）
- ④ 預金通帳を隔離し、現金引出しを困難とする。
- ⑤ ネットバンクシステムを活用し、口座管理の迅速性を確保する。

3 その他

第一号算定等規則第3条但し書きの規定に基づき、総務大臣の許可を得た場合は、上記の記載によらず許可を得た方法により第一種交付金の額を算定し、第一種交付金を交付することとする。

第一種負担金の額及び徴収方法認可申請書

T C A 支 - 4 1 4

令和 7 年 9 月 1 9 日

総務大臣
村上 誠一郎 殿

郵便番号 1 0 1 - 0 0 5 2

とうきょうとちよだくかんだおがわまちいちょうめ

住所 東京都千代田区神田小川町一丁目 1 0
興信ビル 2 F

いっばんしゃだんほうじんでんきつうしんじぎょうしゃきょうかい

名称及び代表者の氏名 一般社団法人電気通信事業者協会

かいちょう しまだ あきら

会長 島田 明

電気通信事業法第 1 1 0 条第 2 項の規定により、第一種負担金の額及び徴収方法の認可を受けたいので、次のとおり申請します。

1 第一種負担金の額（第一種適格電気通信事業者ごとに算定）

以下の①及び②の要件を充足する接続電気通信事業者等ごとに算定

② 前年度の電気通信事業収益が 1 0 億円を超える事業者

③ 令和 7 年度において、当該電気通信事業者が総務大臣から指定を受けた電気通信番号（第一号基礎的電気通信役務の提供に係る第一種交付金及び第一種負担金算定等規則（以下、「第一号算定等規則」という。）別表第 1 1 に掲げるものに限る。）を最終利用者に付与している事業者

NTT 東日本株式会社に係るもの

各接続電気通信事業者等の第一種負担金の額

$$= \sum_{t=1}^{n-1} [Pet \cdot Nt] + \{ Ce + S \cdot Ce / C - \sum_{t=1}^{n-1} (\sum_{i=1}^{Ft} [Pet \cdot Nit]) - \sum_{t=1}^{n-1} [Pet \cdot Et] -$$

$$\sum_{i=1}^{Ft'} [Pen' \cdot Nin' - Ze \cdot Nin' / Mn'] - (Pen' \cdot En' - Ze \cdot En' / Mn') \} \cdot Nn / Mn$$

$$+ Pen' \cdot Nn' - Ze \cdot Nn' / Mn'$$

C は、NTT 東日本株式会社及び NTT 西日本株式会社の補てん対象額の合計額

[=6,511,901,440 円]

C_e は、NTT 東日本株式会社の補てん対象額 [=3,821,875,712 円]

S は、支援業務費の額 [=65,052,279 円]

n は、最終算定月 [=令和 8 年 1 2 月予定。以下、この計算式において同じ]

t は、各月 (令和 8 年 1 月予定～最終算定月)

Et は、 t 月の NTT 東日本株式会社の算定対象電気通信番号の数

Ft は、 t 月の負担事業者数

Nit は、 t 月における i 番目の接続電気通信事業者等の算定対象電気通信番号の数

(i は、1～ Ft までの整数値をとる)

Nt は、 t 月の各接続電気通信事業者等の算定対象電気通信番号の数

(Nt は、 N_{1t} , N_{2t} , ..., N_{Ft} のうちの対応する値)

Nn は、 n 月 (最終算定月) の各接続電気通信事業者等の算定対象電気通信番号の数

(Nn は、 N_{1n} , N_{2n} , ..., N_{Fn} のうちの対応する値)

Mn は、 n 月 (最終算定月) の算定対象電気通信番号の総数 (接続電気通信事業者等の算定対象電気通信番号の合計数に第一種適格電気通信事業者である NTT 東日本株式会社の算定対象電気通信番号の数を加えたものをいう)

Pet は、 t 月の番号単価 (番号単価は、平成 1 8 年総務省告示第 4 2 9 号に従って算定する。また、原則として令和 8 年 4 月に修正し、同年 7 月以降の各月末の算定対象電気通信番号に適用する) [=令和 8 年 1 月～6 月の各月末の算定対象電気通信番号に適用する番号単価は、1.17381252 円/月・番号]

n' は、前年度の最終算定月 [=令和 7 年 1 2 月予定。以下、この計算式において同じ。]

t' は、前年度の各月 (令和 7 年 1 月～前年度の最終算定月)

Et' は、 t' 月の NTT 東日本株式会社の算定対象電気通信番号の数

En' は、 n' 月 (前年度の最終算定月) の NTT 東日本株式会社の算定対象電気通信番号の数

Ft' は、 t' 月の負担事業者数

Nit' は、 t' 月における i 番目の接続電気通信事業者等の算定対象電気通信番号の数

(i は、1～ Ft' までの整数値をとる)

Nin' は、 n' 月 (前年度の最終算定月) における i 番目の接続電気通信事業者等の算定対象電気通信番号の数 (i は、1～ Ft' までの整数値をとる)

Nn' は、 n' 月 (前年度の最終算定月) の各接続電気通信事業者等の算定対象電気通信番号の数

(Nn' は、 $N_{1n'}$, $N_{2n'}$, ..., $N_{Fn'}$ のうちの対応する値)

Mn' は、 n' 月 (前年度の最終算定月) の算定対象電気通信番号の総数 (接続電気通信事業者等の算定対象電気通信番号の合計数に第一種適格電気通信事業者である NTT 東日本株式会社の算定対象電気通信番号の数を加えたものをいう)

Pet' は、 t' 月の番号単価 [=令和 7 年 1 月～令和 7 年 6 月の各月末の算定対象電気通信番号に適用する番号単価は 1.20325396 円/月・番号、令和 7 年 7 月～1 2 月の各月末の算定対象電気

通信番号に適用する番号単価は 1.80347094 円／月・番号〕

Pen' は、 n' 月（前年度の最終算定月）の番号単価

Ze は、前年度の最終算定月において、NTT 東日本株式会社の補てん対象額と NTT 東日本株式会社に係る支援業務費の額の合計額と同額になるために必要な額

$$[=Ce' + S' \cdot Ce' / C' - \sum_{t'=1}^{n'-1} (\sum_{i=1}^{Ft'} [Pet' \cdot Nit']) - \sum_{t'=1}^{n'-1} [Pet' \cdot Et']]$$

C' は、前年度の NTT 東日本株式会社及び NTT 西日本株式会社の補てん対象額の合計額〔＝6,367,363,695 円〕

Ce' は、前年度の NTT 東日本株式会社の補てん対象額〔＝3,830,777,793 円〕

S' は、前年度の支援業務費の額〔＝50,144,947 円〕

NTT 西日本株式会社に係るもの

各接続電気通信事業者等の第一種負担金の額

$$= \sum_{t=1}^{n-1} [Pwt \cdot Nt] + \{ Cw + S \cdot Cw / C - \sum_{t=1}^{n-1} (\sum_{i=1}^{Ft} [Pwt \cdot Nit]) - \sum_{t=1}^{n-1} [Pwt \cdot Wt] - \sum_{i=1}^{Ft'} [Pwn' \cdot Nin' - Zw \cdot Nin' / Mn'] - (Pwn' \cdot Wn' - Zw \cdot Wn' / Mn') \} \cdot Nn / Mn$$

$$+ Pwn' \cdot Nn' - Zw \cdot Nn' / Mn'$$

C は、NTT 東日本株式会社及び NTT 西日本株式会社の補てん対象額の合計額〔＝6,511,901,440 円〕

Cw は、NTT 西日本株式会社の補てん対象額〔＝2,690,025,728 円〕

S は、支援業務費の額〔＝65,052,279 円〕

n は、最終算定月（＝令和 8 年 12 月予定。以下、この計算式において同じ。）

t は、各月（令和 8 年 1 月予定～最終算定月）

Wt は、 t 月の NTT 西日本株式会社の算定対象電気通信番号の数

Ft は、 t 月の負担事業者数

Nit は、 t 月における i 番目の接続電気通信事業者等の算定対象電気通信番号の数（ i は、1～ Ft までの整数値をとる）

Nt は、各接続電気通信事業者等の算定対象電気通信番号の数（ Nt は、 N_{1t} , N_{2t} , ..., N_{Ft} のうちの対応する値をとる）

Nn は、 n 月（最終算定月）の各接続電気通信事業者等の算定対象電気通信番号の数

（ Nn は、 N_{1n} , N_{2n} , ..., N_{Ftn} のうちの対応する値）

Mn は、 n 月（最終算定月）の算定対象電気通信番号の総数（接続電気通信事業者等の算定対象電気通信番号の合計数に第一種適格電気通信事業者である NTT 西日本株式会社の算定対象電気通信番号の数を加えたものをいう）

Pwt は、 t 月の番号単価（番号単価は、平成 18 年総務省告示第 429 号に従って算定する。また、原則として令和 8 年 4 月に修正し、同年 7 月以降の各月末の算定対象電気通信番号に適用する）〔令和 8 年 1 月～6 月の各月末の算定対象電気通信番号に適用する番号単価は、0.82618748 円／月・番号〕

n' は、前年度の最終算定月〔＝令和 7 年 12 月予定。以下、この計算式において同じ。〕

t' は、前年度の各月（令和 7 年 1 月～前年度の最終算定月）

Wt' は、 t' 月の NTT 西日本株式会社の算定対象電気通信番号の数

Wn' は、 n' 月（前年度の最終算定月）の NTT 西日本株式会社の算定対象電気通信番号の数

Ft' は、 t' 月の負担事業者数

Nit' は、 t' 月における i 番目の接続電気通信事業者等の算定対象電気通信番号の数

（ i は、1～ Ft' までの整数値をとる）

Nin' は、 n' 月（前年度の最終算定月）における i 番目の接続電気通信事業者等の算定対象電気通信番号の数（ i は、1～ Ft' までの整数値をとる）

Nn' は、 n' 月（前年度の最終算定月）の各接続電気通信事業者等の算定対象電気通信番号の数（ Nn' は、 $N_{1n'}$, $N_{2n'}$, ..., $N_{Ftn'}$ のうちの対応する値）

Mn' は、 n' 月（前年度の最終算定月）の算定対象電気通信番号の総数（接続電気通信事業者等の算定対象電気通信番号の合計数に第一種適格電気通信事業者である NTT 西日本株式会社の算定対象電気通信番号の数を加えたものをいう）

Pwt' は、 t' 月の番号単価〔令和 7 年 1 月～令和 7 年 6 月の各月末の算定対象電気通信番号に適用する番号単価は 0.79674604 円／月・番号、令和 7 年 7 月～12 月の各月末の算定対象電気通信番号に適用する番号単価は 1.19652906 円／月・番号〕

Pwn' は、 n' 月（前年度の最終算定月）の番号単価

Zw は、前年度の最終算定月において、NTT 西日本株式会社の補てん対象額と NTT 西日本株式会社に係る支援業務費の額の合計額と同額になるために必要な額

$$[Cw' + S' \cdot Cw' / C' - \sum_{t'=1}^{n'-1} (\sum_{i=1}^{Ft'} [Pwt' \cdot Nit']) - \sum_{t'=1}^{n'-1} [Pwt' \cdot Et']]$$

C' は、前年度の NTT 東日本株式会社及び NTT 西日本株式会社の補てん対象額の合計額〔＝6,367,363,695 円〕

Cw' は、前年度の NTT 西日本株式会社の補てん対象額〔＝2,536,585,902 円〕

S' は、前年度の支援業務費の額〔＝50,144,947 円〕

※ 各接続電気通信事業者等（第一種適格電気通信事業者であるものを除く。）の第一種負担金の総額（第一種適格電気通信事業者ごとに算定した第一種負担金の合計額をいう。）の当該接続電気通信事業者等の算定対象収益の額に占める割合が限度割合を超える場合には、当該第一種負担金の総額は当該算定対象収益の額に限度割合（３％）を乗じて得た額とする（整数未満の端数は四捨五入）。

※ 各第一種適格電気通信事業者における「第一種負担金の額と当該第一種適格電気通信事業者に係る算定自己負担額の合計額（以下「第一種負担金等の額」という。）の当該第一種適格電気通信事業者の算定対象収益の額に占める割合が限度割合（３％）を超える場合には、当該第一種負担金等の額は当該算定対象収益の額に限度割合を乗じて得た額とする（整数未満の端数は四捨五入）。

※ 端数処理については、第一号算定等規則の規定に従って行い、それでもなお乗じて計算した場合に整数未満の端数があるときは、当該端数を四捨五入する。

また、端数処理の結果、算定した額の合計が案分する前の元額と一致しない場合は、額が最大となっているもので調整する。

※ 前年度の最終算定月が算定対象電気通信番号の数の変動に伴って予定（令和７年１２月）から変更となる場合、tにおいて「令和８年１月予定」とあるところを変更となる月数分変更する。

２ 徴収方法

（１） 納付手段

第一種負担金の納付は、銀行振込により行うものとする。

第一種負担金の振込手数料の負担は、第一種負担金を納付する接続電気通信事業者等が負うものとする。

（２） 第一種負担金額の通知

第一種負担金の納付額等を相互に確認するため、第一種負担金を納付すべき接続電気通信事業者等に対し、以下の事項を通知する。

- ① 各接続電気通信事業者等の第一種負担金の額
- ② 第一種負担金の納付期限
- ③ 第一種負担金を納付する口座名義・口座番号

なお、各接続電気通信事業者等に対する第一種負担金額の通知については、第一号算定等規則第２７条第２項に規定する「残余の額」及び前年度の最終算定月の翌月から最終算定月までの各月の算定対象電気通信番号に係る第一種負担金の額をそれぞれ金額の確定する月以

降毎月行うこととする。

(3) 第一種負担金の納付期限

毎月の番号数報告期限の翌月の25日までとする。

(4) 延滞金の納付

納付期限までに第一種負担金が納付されない場合は、納付期限の翌日から納付する日までの日数について、日1万分の4の割合を乗じた延滞金を納付するものとする。

(5) 第一種負担金の徴収に係る銀行口座のセキュリティ対策

支援機関の第一種負担金の徴収に係る銀行口座については、以下のセキュリティ対策を講じるものとする。

- ① 決済性預金口座とし、預金額が全額保障されているものであること
- ② 当該口座からの振込先を各第一種適格電気通信事業者及び支援業務経費用の口座に限定する。
- ③ 振込手続きに係るシステム操作の認証強化（予め特定された者による認証操作を要するものとする）
- ④ 預金通帳を隔離し、現金引出しを困難とする。
- ⑤ ネットバンクシステムを活用し、口座管理の迅速性を確保する。

3 その他

第一号算定等規則第3条但し書きの規定に基づき、総務大臣の許可を得た場合は、上記の記載によらず許可を得た方法により第一種負担金の額を算定し、第一種負担金を徴収することとする。

第一号基礎的電気通信役務の提供に係る第一種交付金及び
第一種負担金算定等規則に基づく許可申請

T C A 支 - 4 1 5
令和 7 年 9 月 1 9 日

総 務 大 臣
村上 誠一郎 殿

郵便番号	1 0 1 - 0 0 5 2 とうきょうとちよだくかんだおがわまちいっちょうめ
住 所	東京都千代田区神田小川町一丁目 1 0 番地 興信ビル 2 F いっばんしゃだんほうじんでんきつうしんじぎょうしゃきょうかい
名称及び代表者の氏名	一般社団法人電気通信事業者協会 かいちょう しまだ あきら 会長 島田 明

別紙のとおり、第一号基礎的電気通信役務の提供に係る第一種交付金及び第一種負担金算定等規則（平成 1 4 年 6 月 1 9 日総務省令第 6 4 号）第 3 条の規定に基づく許可を受けたいので申請します。

別紙

以下のとおり許可を受けたいのでよろしく取り計らい願います。

- 第一号基礎的電気通信役務の提供に係る第一種交付金及び第一種負担金算定等規則（以下「第一号算定等規則」という。）第5条（第一種交付金の額の算定方法等）及び第27条（第一種負担金の額の算定方法等）関連

（1）第一号算定等規則第5条及び第27条に定める交付金の額及び負担金の額の算定について、第一種適格電気通信事業者であるN T T東日本株式会社（以下単に「N T T東日本株式会社」という。）が、小笠原母島ビルから大崎ビル間、式根島ビルから大崎ビル間のき線点R T－G C間伝送路に係る費用を除いて届出した第一号基礎的電気通信役務原価を用いて算定すること。

（理由）

N T T東日本株式会社は、基礎的電気通信役務支援機関である当協会（以下「支援機関」という。）に対し、令和7年8月29日付で電気通信事業法（昭和59年法律第86号。以下「法」という。）第109条第2項に基づき交付金の額を算定するための資料として前年度の原価等を届け出ている。

当該届出においては、基礎的電気通信役務原価について、次の理由により、小笠原母島ビルから大崎ビル間、式根島ビルから大崎ビル間のき線点R T－G C間伝送路に係る費用を除いて算定しており、これについて、総務大臣に対し、第一号算定等規則第3条の規定に基づく許可申請を行っている。

〔N T T東日本株式会社の許可申請の理由〕

- ・ 小笠原母島ビルから大崎ビル間については、令和3年度までの、第一号算定等規則第15条第1項の規定により通知された手順においては、R T－G C間伝送路であり、第一号基礎的電気通信役務の提供に要する費用の算定対象外としていた。
- ・ また、式根島ビルから大崎ビル間については、令和5年度までの同項の規定により通知された手順においては、R T－G C間伝送路であり、第一号基礎的電気通信役務の提供に要する費用の算定対象外としていた。
- ・ しかしながら、本年度の同項の規定により通知された手順によって費用を整理した場合、小笠原母島ビル、式根島ビルともに加入者回線数等が減少したことから、局設置F R Tとされ、当該両ビル間のき線点R T－G C間伝送路の費用は、平成20年情報通信審議会答申の整理に基づき、新たに第一号基礎的電気通信役務の提供に係る交付金の額及び負担金の額の算定に用いられる原価に含まれることとなるため（別添1、別添2）、当該両ビルの加入者回線単価が大幅に上昇し、基準単価（ベンチマーク）が大幅に上昇することとなる（別添3）。
- ・ 当該加入者回線単価は、他のビルの加入者回線単価や令和3年度までの小

笠原母島ビル、令和５年度までの式根島ビルの加入線回線単価と比して著しく高額となっており（別添４）、ベンチマークも前年度までの水準から著しく乖離することとなる。

- ・ このため、第一号基礎的電気通信役務の提供に係る交付金の額及び負担金の額を適正に算定することを目的として、今回の第一号基礎的電気通信役務の提供に要した原価については、小笠原母島ビルから大崎ビル間、式根島ビルから大崎ビル間のき線点ＲＴ－ＧＣ間伝送路に係る費用を除いて算定することとしたい。

支援機関は、このＮＴＴ東日本株式会社による原価を用いて交付金及び負担金の額を算出していることから、同様の許可申請を行うもの。

（２）第一号算定等規則第５条及び第２７条に定める交付金の額及び負担金の額の算定について、第一種適格電気通信事業者であるＮＴＴ東日本株式会社及びＮＴＴ西日本株式会社（以下単に「ＮＴＴ東日本株式会社及びＮＴＴ西日本株式会社」という。）が、ＮＴＴ西日本株式会社において電気通信事業会計規則（昭和６０年郵政省令第２６号）別表第二様式第二の特別損失に計上した災害特別損失のうち、基礎的電気通信役務に関連する設備の応急復旧に係る費用等を含めて届出した第一号基礎的電気通信役務原価を用いて算定すること。

（理由）

ＮＴＴ東日本株式会社及びＮＴＴ西日本株式会社は、支援機関に対し、令和７年８月２９日付で法第１０９条第２項に基づき交付金の額を算定するための資料として前年度の原価等を届け出ている。

当該届出においては、基礎的電気通信役務原価について、次の理由により、災害特別損失のうち、基礎的電気通信役務に関連する設備の応急復旧に係る費用等を含めて算定し、これについて、総務大臣に対し、第一号算定等規則第３条の規定に基づく許可申請を行っている。

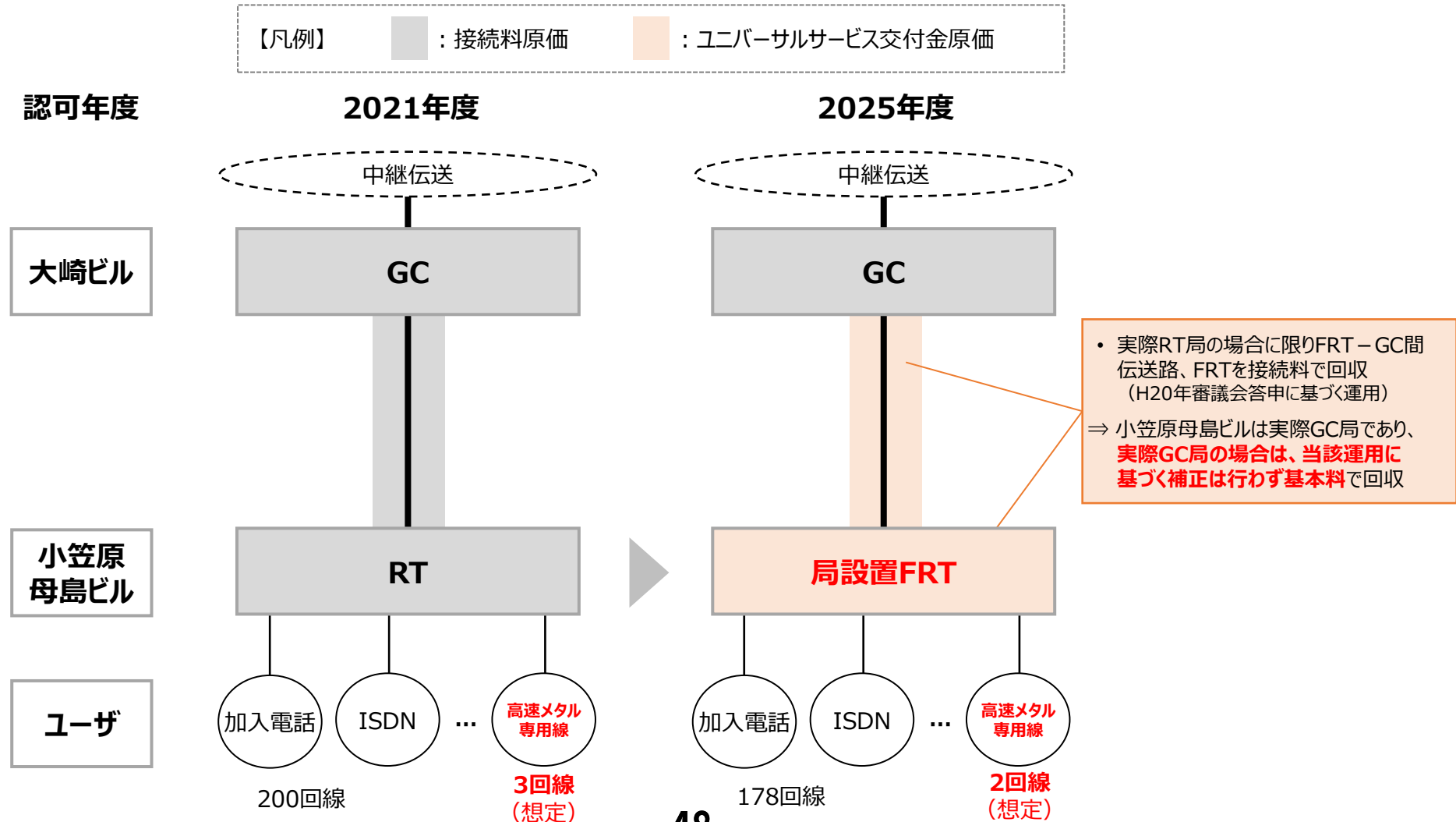
〔ＮＴＴ東日本株式会社及びＮＴＴ西日本株式会社の許可申請の理由〕

- ・ 災害特別損失は、被災した電気通信役務に係る設備の応急復旧に係る費用等であり、電気通信役務の提供のための営業費用と同一の性質のものである。
- ・ 今回の第一号基礎的電気通信役務の提供に要した原価について、第一号基礎的電気通信役務の提供に係る交付金の額及び負担金の額を適正に算定するため、上記の災害特別損失のうち第一号基礎的電気通信役務に関連するものを含めて算定することとしたい。

支援機関は、このＮＴＴ東日本株式会社及びＮＴＴ西日本株式会社による原価を用いて交付金及び負担金の額を算出していることから、同様の許可申請を行うもの。

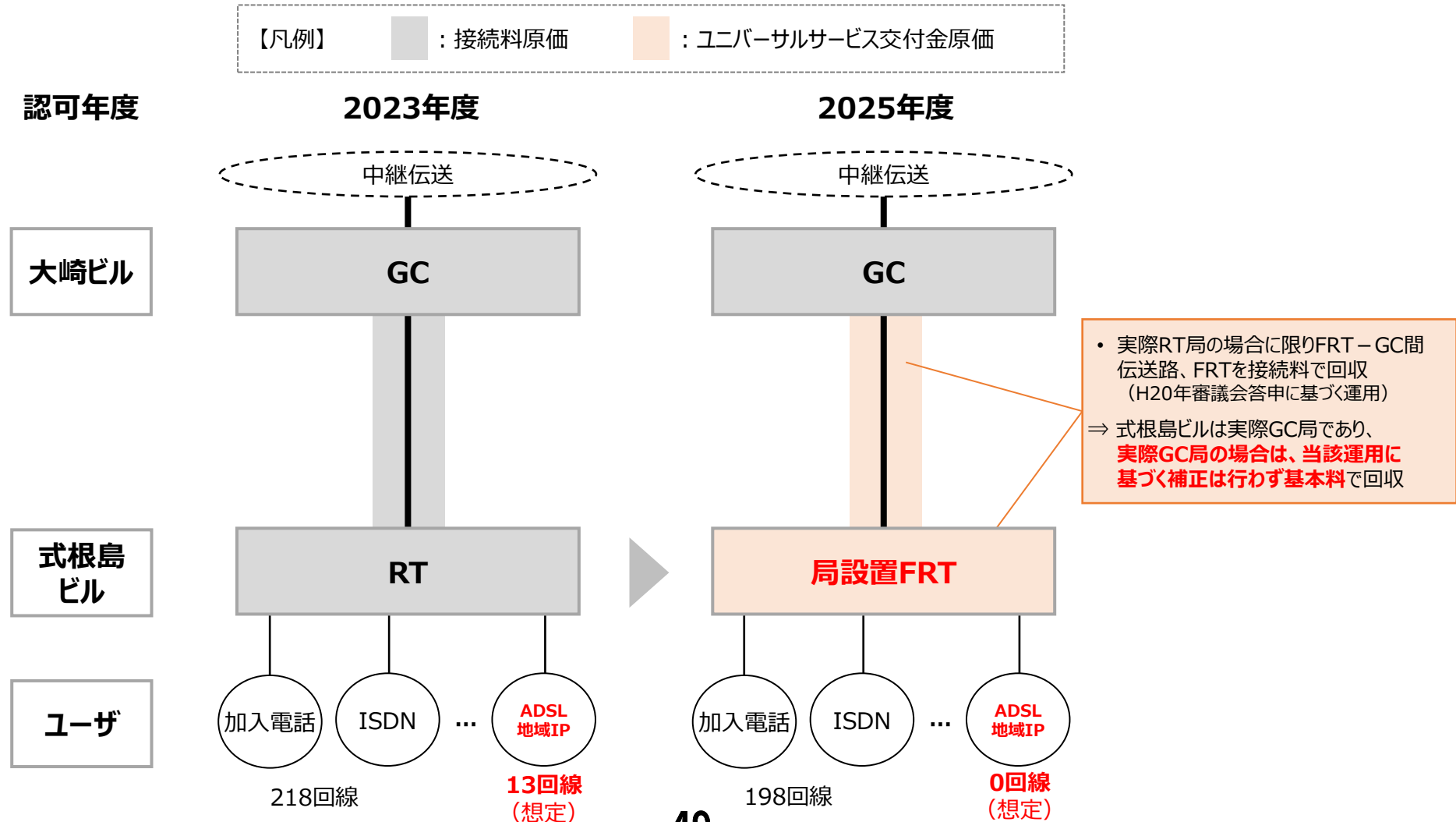
【別添 1】LRICモデル上の設備構成イメージ

- 入力値を基にモデル内で計算される高速メタル専用線の回線数が閾値※を下回り、小笠原母島ビルはより小規模な装置となったと想定（RT→局設置FRT）



【別添2】LRICモデル上の設備構成イメージ

- 入力値を基にモデル内で計算されるADSL地域IPの回線数が閾値を下回り、式根島ビルはより小規模な装置となったと想定（RT→局設置FRT）



【別添 3】小笠原母島ビル・式根島ビルの加入者回線単価等

- 2021年度と比較し、2024年度同様小笠原母島ビル・式根島ビルの回線単価が大きく上昇
- これにより、基準単価（ベンチマーク）が高い水準に（2,487円）

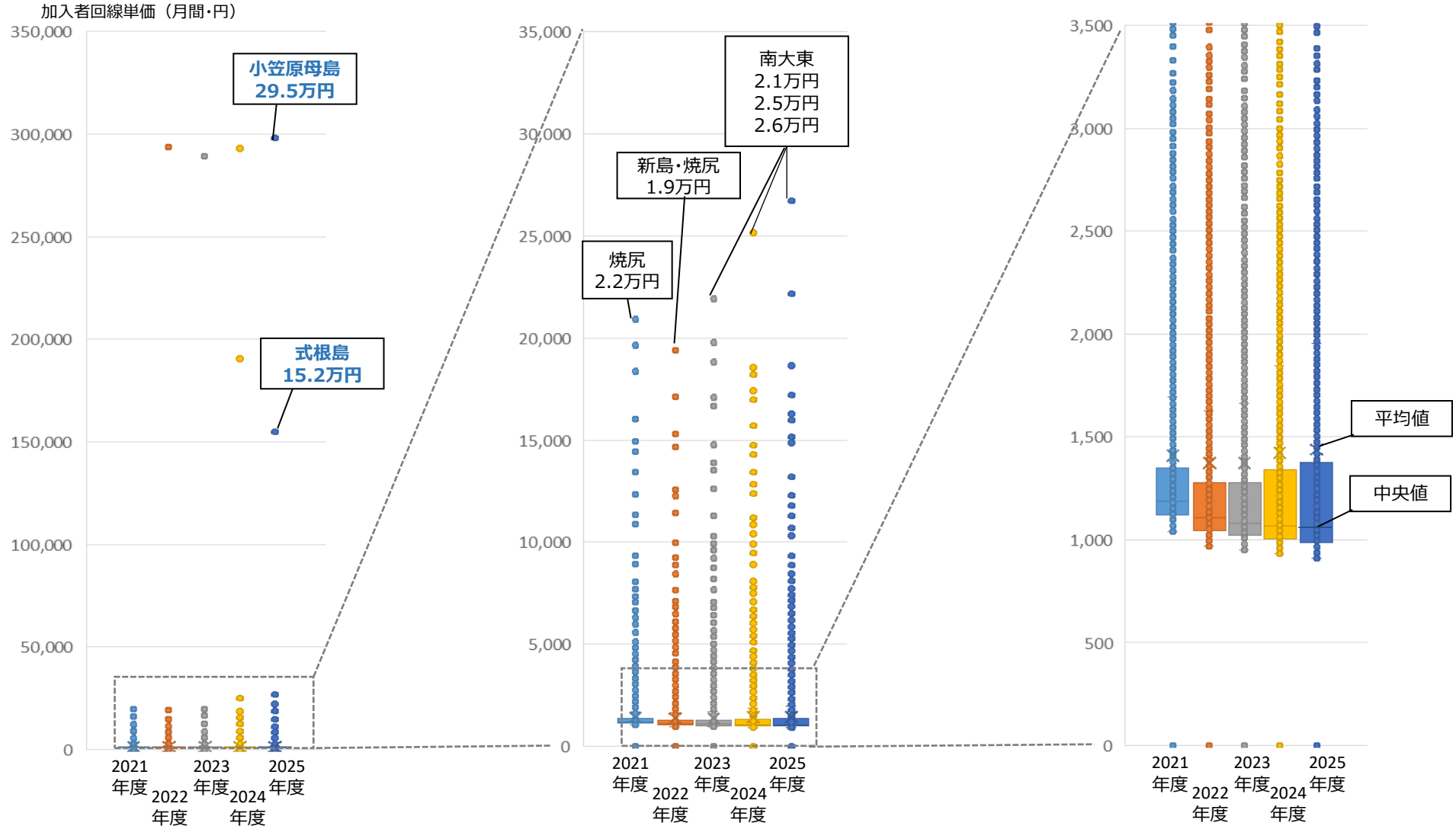
認可年度		2021年度	2022年度	2023年度	2024年度	2025年度
アナログ加入者回線数 (光IP補正後)	小笠原母島	200回線	193回線	191回線	184回線	178回線
	式根島	227回線	221回線	218回線	208回線	198回線
加入者回線単価 (年間)	小笠原母島	2万円	352万円	347万円	352万円	358万円
	式根島	2万円	2万円	2万円	229万円	183万円
加入者回線単価 (月間)	小笠原母島	1,734円	293,690円	289,130円	293,074円	294,834円
	式根島	1,508円	1,400円	1,379円	190,559円	152,201円

算定対象原価	小笠原母島	416万円	6.8億円	6.6億円	6.5億円	6.4億円
	式根島	411万円	371万円	361万円	4.8億円	3.7億円

基準単価(ベンチマーク) ※当社試算	1,528円/月	2,380円/月	2,336円/月	2,573円/月	2,487円/月
-----------------------	----------	----------	----------	----------	----------

【別添4】収容局別加入者回線単価のばらつき

- 2022年度以降の小笠原母島ビル、2024年度以降の式根島ビルは、他のビルやこれまでの傾向から大きく乖離



【別添5】収容局別加入者回線単価の上位局の推移

- 過去において、上位局に小笠原母島ビル・式根島ビルは含まれておらず、2022年度以降急激に上昇したもの

認可年度	2014年度		2015年度		2016年度		2017年度		2018年度		2019年度	
	収容局名	県名	収容局名	県名	収容局名	県名	収容局名	県名	収容局名	県名	収容局名	県名
1位	南大東	沖縄	南大東	沖縄	南大東	沖縄	南大東	沖縄	南大東	沖縄	南大東	沖縄
2位	上高地	長野	上高地	長野	上高地	長野	焼尻	北海道	焼尻	北海道	焼尻	北海道
3位	焼尻	北海道	焼尻	北海道	斜里緑	北海道	上高地	長野	斜里緑	北海道	斜里緑	北海道
4位	斜里緑	北海道	斜里緑	北海道	立牛	北海道	斜里緑	北海道	上高地	長野	新島	東京
5位	仙法志	北海道	花石	北海道	仙法志	北海道	立牛	北海道	新島	東京	上高地	長野
小笠原母島ビル順位	1047位		1026位		904位		906位		928位		925位	
式根島ビル順位	1,446位		1,385位		1,296位		1,262位		1,259位		1,126位	

認可年度	2020年度		2021年度		2022年度		2023年度		2024年度		2025年度	
	収容局名	県名	収容局名	県名	収容局名	県名	収容局名	県名	収容局名	県名	収容局名	県名
1位	焼尻	北海道	焼尻	北海道	小笠原母島	東京	小笠原母島	東京	小笠原母島	東京	小笠原母島	東京
2位	新島	東京	新島	東京	新島	東京	南大東	沖縄	式根島	東京	式根島	東京
3位	斜里緑	北海道	斜里緑	北海道	焼尻	北海道	新島	東京	南大東	沖縄	南大東	沖縄
4位	立牛	北海道	上高地	長野	斜里緑	北海道	焼尻	北海道	焼尻	北海道	立牛	北海道
5位	上高地	長野	立牛	北海道	豊羽	北海道	斜里緑	北海道	立牛	北海道	焼尻	北海道
小笠原母島ビル順位	952位		900位		1位		1位		1位		1位	
式根島ビル順位	1,328位		1,401位		1,482位		1,540位		2位		2位	

第一号基礎的電気通信役務の提供に係る第一種交付金及び
第一種負担金算定等規則に基づく許可申請

東 経 営 第 000200000675 号
2 0 2 5 年 8 月 2 9 日

総 務 大 臣
村 上 誠 一 郎 殿

郵便番号 1 6 3 - 8 0 1 9

住所 トウキョウトシシンジュククニシシンジュクサンチョウメ
東京都新宿区西新宿三丁目 1 9 - 2

名称及び代表者の氏名

エヌティティヒガシニホンカ ブシ キガ イシ ャ
N T T 東 日 本 株 式 会 社
代表取締役社長 シブタニ 澁 谷 ナオキ キ 直 樹

登録年月日及び登録番号

平成 1 6 年 4 月 1 日 第 233 号

別紙のとおり、第一号基礎的電気通信役務の提供に係る第一種交付金及び第一種負担金算定等規則（平成 1 4 年 6 月 1 9 日総務省令第 6 4 号）第 3 条の規定に基づく許可を受けたいので申請します。

別紙

以下のとおり許可を受けたいので宜しく取りはからい願います。

○第15条（設備管理部門の資産及び費用の整理）、第16条（設備管理運営費の算定）、第17条（他人資本費用、自己資本費用及び利益対応税）、第18条（設備管理部門の第一号基礎的電気通信役務原価の算定）関連

第15条、第16条、第17条、第18条に定める第一号基礎的電気通信役務における設備管理部門原価について、第15条第1項の規定により通知された手順に基づいて算出された原価について、小笠原母島ビルから大崎ビル間、式根島ビルから大崎ビル間のき線点R T－G C間伝送路に係る費用を除いて算定すること。

（理由）

小笠原母島ビルから大崎ビル間については、令和3年度までの第15条第1項の規定により通知された手順においては、R T－G C間伝送路であり、第一号基礎的電気通信役務の提供に要する費用の算定対象外としていた。

また、式根島ビルから大崎ビル間については、令和5年度までの第15条第1項の規定により通知された手順においては、R T－G C間伝送路であり、第一号基礎的電気通信役務の提供に要する費用の算定対象外としていた。

しかしながら、本年度の第15条第1項の規定により通知された手順によって費用を整理した場合、小笠原母島ビル、式根島ビルともに加入者回線数等が減少したことから、局設置F R Tとされ、当該両ビル間のき線点R T－G C間伝送路の費用は、平成20年情報通信審議会答申の整理に基づき、新たに第一号基礎的電気通信役務の提供に係る第一種交付金の額及び第一種負担金の額の算定に用いられる原価に含まれることとなるため（別添1、別添2）、当該両ビルの加入者回線単価が大幅に上昇し、基準単価（ベンチマーク）が大幅に上昇することとなる（別添3）。

当該加入者回線単価は、他のビルの加入者回線単価や令和3年度までの小笠原母島ビル、令和5年度までの式根島ビルの加入線回線単価と比して著しく高額となっており（別添4）、ベンチマークも前年度までの水準から著しく乖離することとなる。

このため、第一号基礎的電気通信役務の提供に係る第一種交付金の額及び第一種負担金の額を適正に算定することを目的として、今回の第一号基礎的電気通信役務の提供に要した原価については、小笠原母島ビルから大崎ビル

間、式根島ビルから大崎ビル間のき線点R T－G C間伝送路に係る費用を除いて算定することとしたい。

○第15条（設備管理部門の資産及び費用の整理）、第16条（設備管理運営費の算定）、第17条（他人資本費用、自己資本費用及び利益対応税）、第18条（設備管理部門の基礎的電気通信役務原価の算定）関連、第19条（設備利用部門の第一号基礎的電気通信役務原価の算定）、第20条（設備利用費の算定）及び第21条（他人資本費用、自己資本費用及び利益対応税）関連

第15条、第16条、第17条、第18条、第19条、第20条及び第21条に定める第一号基礎的電気通信役務原価について、NTT西日本株式会社において電気通信事業会計規則別表第二様式第二の特別損失に計上した災害特別損失のうち、第一号基礎的電気通信役務に係る費用を含めて算定すること。

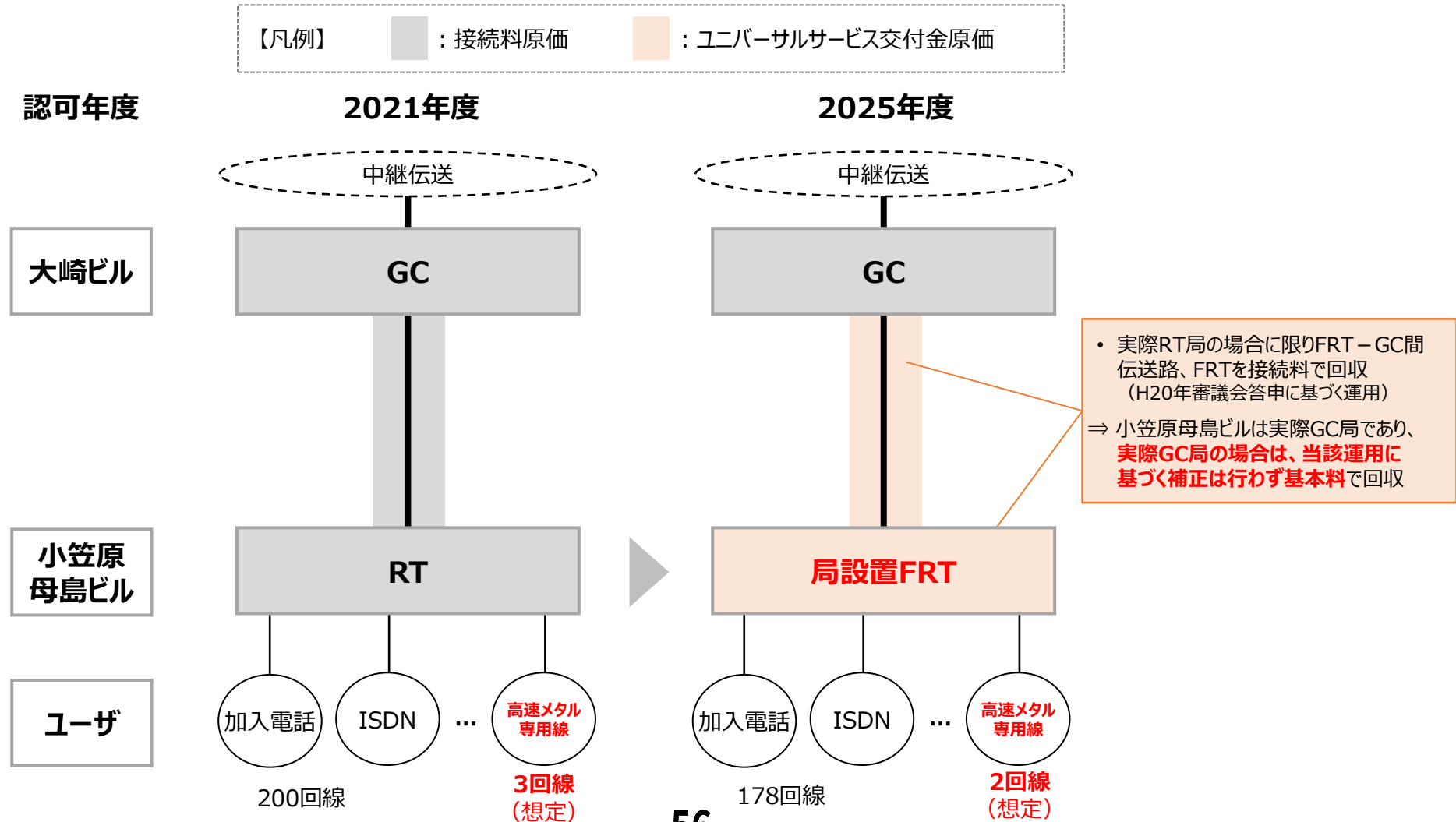
（理由）

災害特別損失は、被災した電気通信役務に係る設備の除却損・撤去費用・応急復旧・原状回復費用及び復旧に係る人的・物的支援に係る費用等であり、電気通信役務の提供のための営業費用と同一の性質のものである。

そのため、今回の第一号基礎的電気通信役務の提供に要した原価について、第一号基礎的電気通信役務の提供に係る交付金の額及び負担金の額を適正に算定するため、上記の災害特別損失のうち第一号基礎的電気通信役務に関連するものを含めて算定したもの。

【別添 1】LRICモデル上の設備構成イメージ

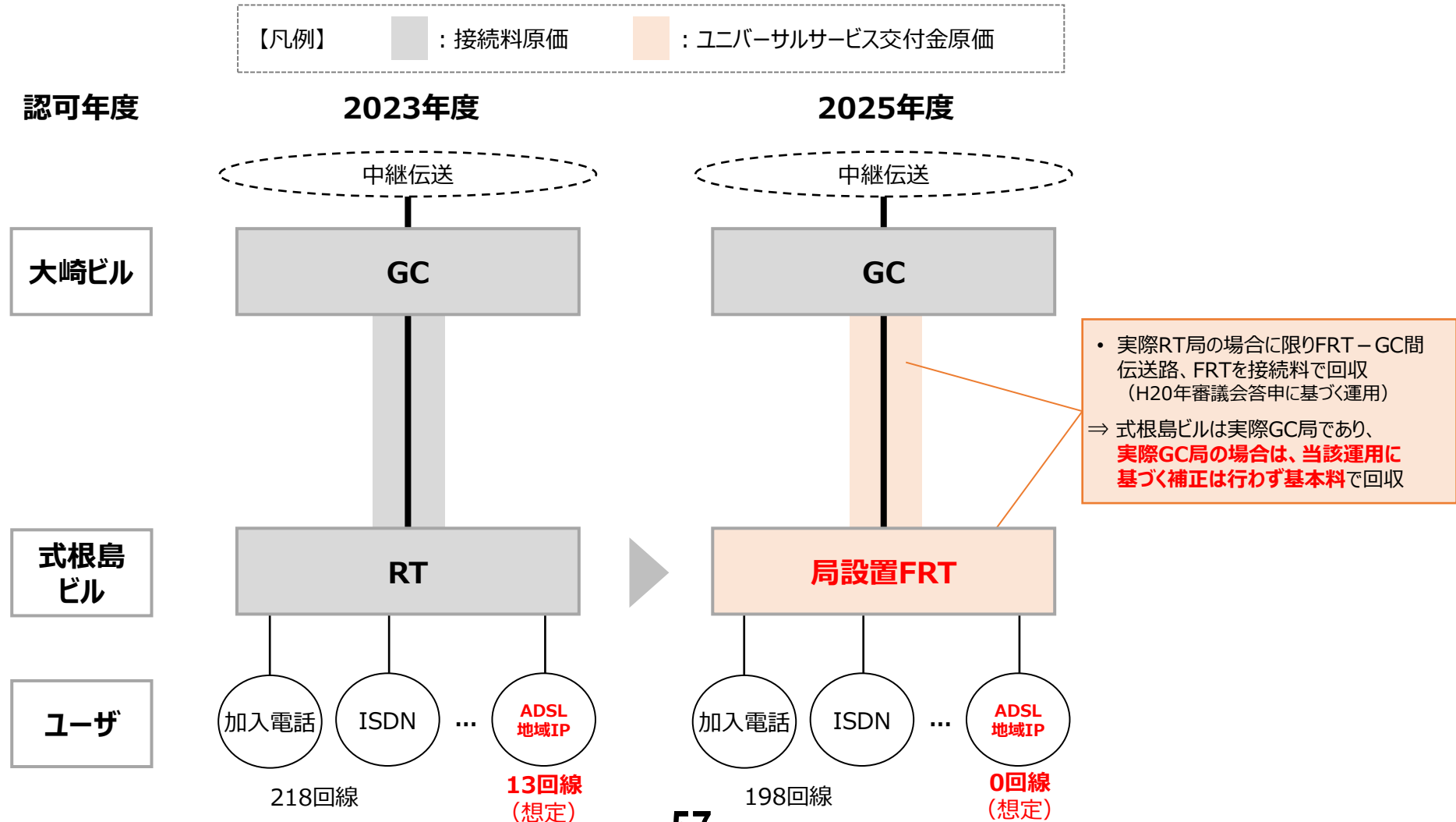
- 入力値を基にモデル内で計算される高速メタル専用線の回線数が閾値※を下回り、小笠原母島ビルはより小規模な装置となったと想定（RT→局設置FRT）



※LRICモデル上の高速メタル専用線回線数における局設置FRTとなる閾値：2回線以下

【別添 2】LRICモデル上の設備構成イメージ

- 入力値を基にモデル内で計算されるADSL地域IPの回線数が閾値を下回り、式根島ビルはより小規模な装置となったと想定（RT→局設置FRT）



【別添 3】小笠原母島ビル・式根島ビルの加入者回線単価等

- 2021年度と比較し、2024年度同様小笠原母島ビル・式根島ビルの回線単価が大きく上昇
- これにより、基準単価（ベンチマーク）が高い水準に（2,487円）

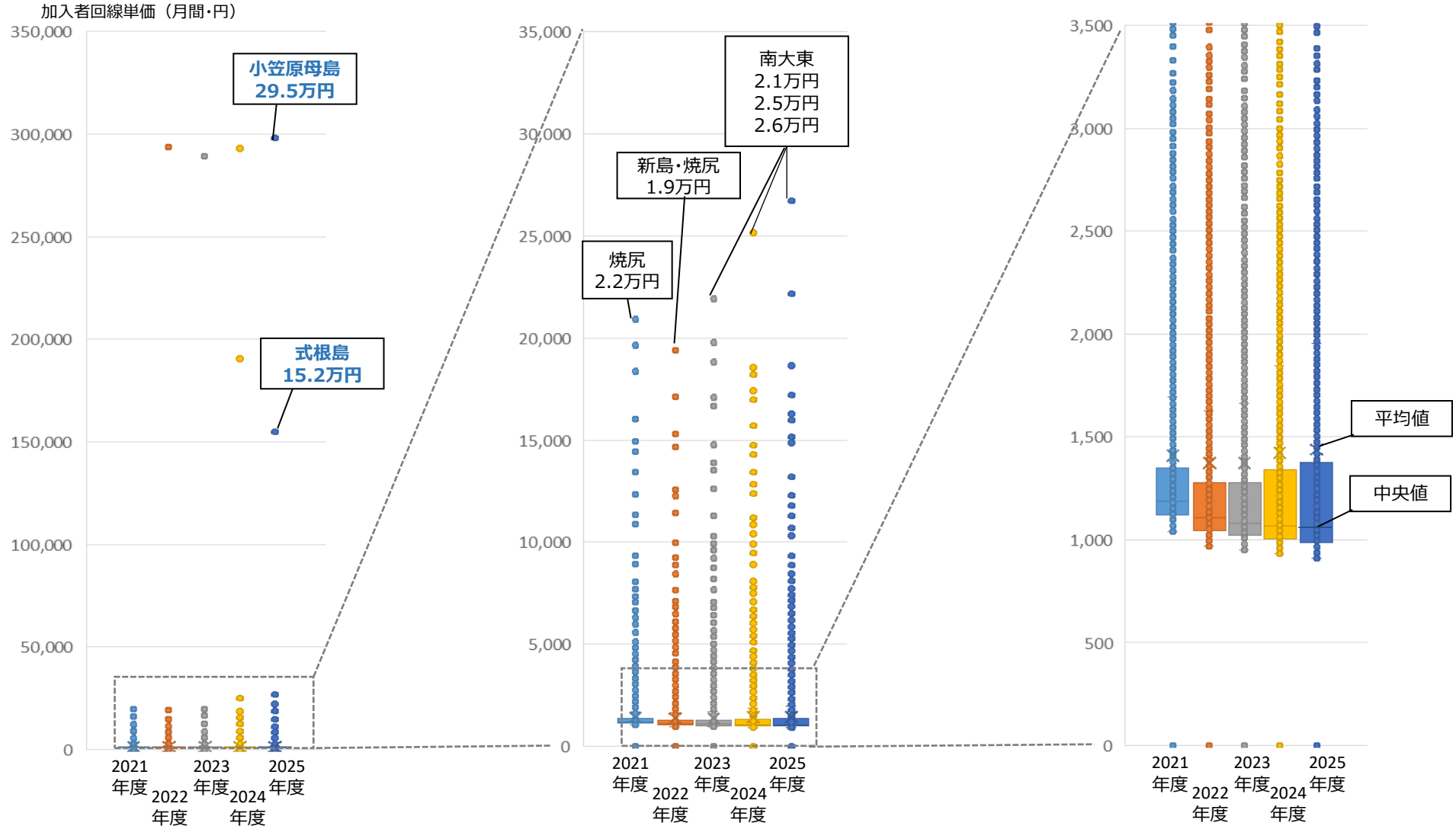
認可年度		2021年度	2022年度	2023年度	2024年度	2025年度
アナログ加入者回線数 (光IP補正後)	小笠原母島	200回線	193回線	191回線	184回線	178回線
	式根島	227回線	221回線	218回線	208回線	198回線
加入者回線単価 (年間)	小笠原母島	2万円	352万円	347万円	352万円	358万円
	式根島	2万円	2万円	2万円	229万円	183万円
加入者回線単価 (月間)	小笠原母島	1,734円	293,690円	289,130円	293,074円	294,834円
	式根島	1,508円	1,400円	1,379円	190,559円	152,201円

算定対象原価	小笠原母島	416万円	6.8億円	6.6億円	6.5億円	6.4億円
	式根島	411万円	371万円	361万円	4.8億円	3.7億円

基準単価(ベンチマーク) ※当社試算	1,528円/月	2,380円/月	2,336円/月	2,573円/月	2,487円/月
-----------------------	----------	----------	----------	----------	----------

【別添4】収容局別加入者回線単価のばらつき

- 2022年度以降の小笠原母島ビル、2024年度以降の式根島ビルは、他のビルやこれまでの傾向から大きく乖離



【別添5】収容局別加入者回線単価の上位局の推移

- 過去において、上位局に小笠原母島ビル・式根島ビルは含まれておらず、2022年度以降急激に上昇したもの

認可年度	2014年度		2015年度		2016年度		2017年度		2018年度		2019年度	
	収容局名	県名	収容局名	県名	収容局名	県名	収容局名	県名	収容局名	県名	収容局名	県名
1位	南大東	沖縄	南大東	沖縄	南大東	沖縄	南大東	沖縄	南大東	沖縄	南大東	沖縄
2位	上高地	長野	上高地	長野	上高地	長野	焼尻	北海道	焼尻	北海道	焼尻	北海道
3位	焼尻	北海道	焼尻	北海道	斜里緑	北海道	上高地	長野	斜里緑	北海道	斜里緑	北海道
4位	斜里緑	北海道	斜里緑	北海道	立牛	北海道	斜里緑	北海道	上高地	長野	新島	東京
5位	仙法志	北海道	花石	北海道	仙法志	北海道	立牛	北海道	新島	東京	上高地	長野
小笠原母島ビル順位	1047位		1026位		904位		906位		928位		925位	
式根島ビル順位	1,446位		1,385位		1,296位		1,262位		1,259位		1,126位	

認可年度	2020年度		2021年度		2022年度		2023年度		2024年度		2025年度	
	収容局名	県名	収容局名	県名	収容局名	県名	収容局名	県名	収容局名	県名	収容局名	県名
1位	焼尻	北海道	焼尻	北海道	小笠原母島	東京	小笠原母島	東京	小笠原母島	東京	小笠原母島	東京
2位	新島	東京	新島	東京	新島	東京	南大東	沖縄	式根島	東京	式根島	東京
3位	斜里緑	北海道	斜里緑	北海道	焼尻	北海道	新島	東京	南大東	沖縄	南大東	沖縄
4位	立牛	北海道	上高地	長野	斜里緑	北海道	焼尻	北海道	焼尻	北海道	立牛	北海道
5位	上高地	長野	立牛	北海道	豊羽	北海道	斜里緑	北海道	立牛	北海道	焼尻	北海道
小笠原母島ビル順位	952位		900位		1位		1位		1位		1位	
式根島ビル順位	1,328位		1,401位		1,482位		1,540位		2位		2位	

第一号基礎的電気通信役務の提供に係る第一種交付金及び
第一種負担金算定等規則に基づく許可申請

企 営 第 155500000747 号
2 0 2 5 年 8 月 2 9 日

総 務 大 臣
村 上 誠 一 郎 殿

郵便番号 534-0024

オオサカフオオサカシミヤコジマクヒガシノダマチ

住所 大阪府大阪市都島区東野田町 4 丁目
15 番 82 号

名称及び代表者の氏名

エヌティティニシニホンカブシキガイシャ

N T T 西日本株式会社

キタムラ リョウタ

代表取締役社長 北村 亮太

登録の番号及び年月日

第 234 号 平成 16 年 4 月 1 日

別紙のとおり、第一号基礎的電気通信役務の提供に係る第一種交付金及び第一種負担金算定等規則（平成 1 4 年 6 月 1 9 日総務省令第 6 4 号）第 3 条の規定に基づく許可を受けたいので申請します。

別紙

以下のとおり許可を受けたいので宜しく取りはからい願います。

○第5条（第一種交付金の額の算定方法等）、第15条（設備管理部門の資産及び費用の整理）、第16条（設備管理運営費の算定）、第17条（他人資本費用、自己資本費用及び利益対応税）、第18条（設備管理部門の基礎的電気通信役務原価の算定）、第19条（設備利用部門の第一号基礎的電気通信役務原価の算定）、第20条（設備利用費の算定）及び第21条（他人資本費用、自己資本費用及び利益対応税） 関連

第5条第1項第3号ロ、第5条第1項第4号ロに定める第一号基礎的電気通信役務収支表の第一表に記載した営業費用の額 および 第15条、第16条、第17条、第18条、第19条、第20条及び第21条に定める第一号基礎的電気通信役務原価について、電気通信事業会計規則別表第二様式第二の特別損失に計上した災害特別損失のうち、第一号基礎的電気通信役務に係る費用を含めて算定すること。

（理由）

災害特別損失は、被災した電気通信役務に係る設備の除却損・撤去費用・応急復旧・原状回復費用及び復旧に係る人的・物的支援に係る費用等であり、電気通信役務の提供のための営業費用と同一の性質のものである。

そのため、今回の第一号基礎的電気通信役務の提供に要した原価について、第一号基礎的電気通信役務の提供に係る交付金の額及び負担金の額を適正に算定するため、上記の災害特別損失のうち第一号基礎的電気通信役務に関連するものを含めて算定したもの。